

**平成 27 年度 春日井市地域防災計画（地震災害対策計画）
新旧対照表（案）**

平成 27 年度 春日井市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
1	12	<p>第 1 編 総則 第 1 章 計画の策定方針 第 1 節 計画の目的 2 南海トラフ地震防災対策推進計画 (1) 目的 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第 5 条第 1 項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地域公共団体は地域防災計画において、 （略）</p>	<p>第 1 編 総則 第 1 章 計画の策定方針 第 1 節 計画の目的 2 南海トラフ地震防災対策推進計画 (1) 目的 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第 5 条第 2 項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地域公共団体は地域防災計画において、 （略）</p>	誤記の修正
3	2	<p>第 3 節 計画の運用 2 他の計画との関係 この計画は、春日井市の地域に係る地震災害対策に関する基本的な性格を有するもので、指定地方行政機関の長、指定公共機関等が作成する防災業務計画や愛知県地域防災計画等の他の計画との整合を図る。また、この計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「救助法」という。）に基づき、知事が実施する災害救助事務等、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。 （追加）</p>	<p>第 3 節 計画の運用 2 他の計画との関係 (1) この計画は、春日井市の地域に係る地震災害対策に関する基本的な性格を有するもので、指定地方行政機関の長、指定公共機関等が作成する防災業務計画や愛知県地域防災計画等の他の計画との整合を図る。また、この計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「救助法」という。）に基づき、知事が実施する災害救助事務等、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。 (2) この計画の国土強靱化に関する部分は、<u>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保つものとする。</u></p>	国土強靱化基本計画の策定
6	3	<p>第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項 第 2 節 重点を置くべき事項 4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマ</p>	<p>第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項 第 2 節 重点を置くべき事項 4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマ</p>	誤記の修正

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																
8	1	<p>ップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での<u>退避</u>等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p>第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 2 県及び県関係機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県</td> <td>(略)</td> <td>1～10 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	愛知県	(略)	1～10 (略)	(略)	<p>ップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での<u>待避</u>等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p>第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 2 県及び県関係機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県</td> <td>(略)</td> <td>1～10 (略) 11 <u>緊急車両の通行を確保するための道路啓開</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	愛知県	(略)	1～10 (略) 11 <u>緊急車両の通行を確保するための道路啓開</u>	(略)	対策の追加																
		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																															
愛知県	(略)	1～10 (略)	(略)																																	
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																	
愛知県	(略)	1～10 (略) 11 <u>緊急車両の通行を確保するための道路啓開</u>	(略)																																	
10	1	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部地方整備局 (愛知県 道事務所 春日井出 張所、名 古屋国道 事務所名 古屋国道 維持第2 出張所、 庄内川河 川事務 所)</td> <td>1～2 (略) (追加)</td> <td>1 <u>所管施設の緊急点検、緊急輸送道路確保等の応急対策</u></td> <td>所管施設の <u>災害復旧</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追加)</td> <td>2 (略) (追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追加)</td> <td></td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	中部地方整備局 (愛知県 道事務所 春日井出 張所、名 古屋国道 事務所名 古屋国道 維持第2 出張所、 庄内川河 川事務 所)	1～2 (略) (追加)	1 <u>所管施設の緊急点検、緊急輸送道路確保等の応急対策</u>	所管施設の <u>災害復旧</u>		(追加)	2 (略) (追加)	(追加)		(追加)		(追加)	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部地方整備局 (愛知県 道事務所 春日井出 張所、名 古屋国道 事務所名 古屋国道 維持第2 出張所、 庄内川河 川事務 所)</td> <td>1～2 (略) 3 <u>防災訓練の実践的な方法での実施</u></td> <td>1 <u>道路利用者への地震予知情報及び道路情報の提供並びに低速走行の呼びかけ</u></td> <td>1 <u>所管施設の緊急点検、緊急輸送道路確保等の応急対策</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 <u>公共土木施設等の被災状況モニター制度及び防災協力活動を行う防災エキスパート制度の活用</u></td> <td>2 (略)</td> <td>2 <u>防災関係機関との密接な連絡体制の確保、協力</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 <u>関係機関</u></td> <td>3 <u>緊急車両の通行確保のための関係機関との調整、及び道路啓開</u></td> <td>3 <u>飛行場の被災に際し、総合的な応急対策及び応急復旧工</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	中部地方整備局 (愛知県 道事務所 春日井出 張所、名 古屋国道 事務所名 古屋国道 維持第2 出張所、 庄内川河 川事務 所)	1～2 (略) 3 <u>防災訓練の実践的な方法での実施</u>	1 <u>道路利用者への地震予知情報及び道路情報の提供並びに低速走行の呼びかけ</u>	1 <u>所管施設の緊急点検、緊急輸送道路確保等の応急対策</u>		4 <u>公共土木施設等の被災状況モニター制度及び防災協力活動を行う防災エキスパート制度の活用</u>	2 (略)	2 <u>防災関係機関との密接な連絡体制の確保、協力</u>		5 <u>関係機関</u>	3 <u>緊急車両の通行確保のための関係機関との調整、及び道路啓開</u>	3 <u>飛行場の被災に際し、総合的な応急対策及び応急復旧工</u>	<p>対策の整理</p> <p>対策の追加</p>
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																	
中部地方整備局 (愛知県 道事務所 春日井出 張所、名 古屋国道 事務所名 古屋国道 維持第2 出張所、 庄内川河 川事務 所)	1～2 (略) (追加)	1 <u>所管施設の緊急点検、緊急輸送道路確保等の応急対策</u>	所管施設の <u>災害復旧</u>																																	
	(追加)	2 (略) (追加)	(追加)																																	
	(追加)		(追加)																																	
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																	
中部地方整備局 (愛知県 道事務所 春日井出 張所、名 古屋国道 事務所名 古屋国道 維持第2 出張所、 庄内川河 川事務 所)	1～2 (略) 3 <u>防災訓練の実践的な方法での実施</u>	1 <u>道路利用者への地震予知情報及び道路情報の提供並びに低速走行の呼びかけ</u>	1 <u>所管施設の緊急点検、緊急輸送道路確保等の応急対策</u>																																	
	4 <u>公共土木施設等の被災状況モニター制度及び防災協力活動を行う防災エキスパート制度の活用</u>	2 (略)	2 <u>防災関係機関との密接な連絡体制の確保、協力</u>																																	
	5 <u>関係機関</u>	3 <u>緊急車両の通行確保のための関係機関との調整、及び道路啓開</u>	3 <u>飛行場の被災に際し、総合的な応急対策及び応急復旧工</u>																																	

頁	行	修正前				修正後				備考												
			<u>3</u> (略) <u>4</u> 道路利用者への地震予知情報及び道路情報の提供並びに低速走行の呼びかけ			との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 <u>6</u> (略) (削除)		<u>事の施工</u>														
10	17	4 自衛隊				4 自衛隊				語句の整理												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊</td> <td></td> <td> 1～3 (略) 4 堤防、橋りょう等の応急復旧などの組織的救援活動 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	自衛隊		1～3 (略) 4 堤防、橋りょう等の応急復旧などの組織的救援活動				<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊</td> <td></td> <td> 1～3 (略) 4 堤防、橋梁等の応急復旧などの組織的救援活動 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	自衛隊		1～3 (略) 4 堤防、橋梁等の応急復旧などの組織的救援活動		
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																			
自衛隊		1～3 (略) 4 堤防、橋りょう等の応急復旧などの組織的救援活動																				
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																			
自衛隊		1～3 (略) 4 堤防、橋梁等の応急復旧などの組織的救援活動																				
10	30	5 指定公共機関				5 指定公共機関				対策の整理 指定公共機関の追加												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本 電信電話株式会社</td> <td> <u>1</u> 防災応急対策を実施するために必要な公衆 </td> <td> 1 警戒宣言、地震予知情報等の正確かつ迅速な </td> <td> <u>1</u> 被災施設及び設備の早期復旧 <u>2</u> 災害時に </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	西日本 電信電話株式会社	<u>1</u> 防災応急対策を実施するために必要な公衆	1 警戒宣言、地震予知情報等の正確かつ迅速な		<u>1</u> 被災施設及び設備の早期復旧 <u>2</u> 災害時に		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本 電信電話株式会社</td> <td>(削除)</td> <td> 1 警戒宣言、地震予知情報等の正確かつ迅速な </td> <td> 被災施設及び設備の早期復旧 (削除) </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	西日本 電信電話株式会社	(削除)	1 警戒宣言、地震予知情報等の正確かつ迅速な	被災施設及び設備の早期復旧 (削除)	
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																			
西日本 電信電話株式会社	<u>1</u> 防災応急対策を実施するために必要な公衆	1 警戒宣言、地震予知情報等の正確かつ迅速な	<u>1</u> 被災施設及び設備の早期復旧 <u>2</u> 災害時に																			
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																			
西日本 電信電話株式会社	(削除)	1 警戒宣言、地震予知情報等の正確かつ迅速な	被災施設及び設備の早期復旧 (削除)																			

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
		株式会社NTTドコモKDDI株式会社	<u>通信施設の整備</u> 2 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配置 3 <u>所管施設の耐震性の確保</u>	収集及び伝達 2 災害応急措置の実施に必要な通信整備の優先的利用 3 災害時における公衆通信の確保 4 気象等警報の市への連絡 5 電話サービス契約約款に基づく災害関係電報料金の免除	<u>おける携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧</u>		発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配置 (削除)	収集及び伝達 2 災害応急措置の実施に必要な通信整備の優先的利用 3 災害時における公衆通信の確保 4 気象等警報の市への連絡 5 電話サービス契約約款に基づく災害関係電報料金の免除		
		(追加)			<u>エヌ・ティ・エー・コミュニケーションズ株式会社</u>	発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配置	1 <u>災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達</u> 2 <u>災害応急措置の実施に必要な通信設備の優先的利用</u> 3 <u>電話サービス契約約</u>	<u>被災施設及び設備の早期復旧</u>		

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考		
			款に基づく <u>災害関係電 報料金の免 除</u>			
	(追加)		<u>KDD I株式 会社</u>	1 <u>災害対策 本部を設置 及び災害応 急対策</u> 2 <u>災害時に おける電気 通信の確保</u> 3 <u>災害応急 措置の実施 に必要な通 信に対する防 災機関から の要請によ る優先的な 対応</u>	<u>被災施設及 び設備の早期 復旧</u>	
	(追加)		<u>株式会 社NT Tドコ モ</u>	発災後に備 えた災害応急 対策用資機材 及び人員の配 置	1 <u>災害時に おける情報 等の正確か つ迅速な収 集、伝達</u> 2 <u>災害応急 措置の実施 に必要な通 信設備の優 先的利用</u>	
	(追加)		<u>ソフト バンク</u>	1 <u>災害時に おける重要</u>	<u>被災した電 気通信設備等</u>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考								
			<table border="1"> <tr> <td>モバイル株式会社</td> <td> 通信の確保 2 災害応急措置の実施に必要な通信に対する防災関係機関からの要請による優先的な対応 3 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達 の早期復旧 </td> </tr> </table>	モバイル株式会社	通信の確保 2 災害応急措置の実施に必要な通信に対する防災関係機関からの要請による優先的な対応 3 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達 の早期復旧							
モバイル株式会社	通信の確保 2 災害応急措置の実施に必要な通信に対する防災関係機関からの要請による優先的な対応 3 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達 の早期復旧											
11	17	<table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>災害応急対策</th> </tr> <tr> <td>日本郵便株式会社</td> <td>(追加)</td> </tr> </table>	機関名	災害応急対策	日本郵便株式会社	(追加)	<table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>災害応急対策</th> </tr> <tr> <td>日本郵便株式会社</td> <td>6 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除</td> </tr> </table>	機関名	災害応急対策	日本郵便株式会社	6 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除	対策の追加
機関名	災害応急対策											
日本郵便株式会社	(追加)											
機関名	災害応急対策											
日本郵便株式会社	6 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除											
11	34	<table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防対策</th> </tr> <tr> <td>東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社</td> <td>1 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土、電気施設その他の輸送に直接関係のある施設の保守及び管理 2～4 (略)</td> </tr> </table>	機関名	災害予防対策	東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	1 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土、電気施設その他の輸送に直接関係のある施設の保守及び管理 2～4 (略)	<table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防対策</th> </tr> <tr> <td>東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社</td> <td>1 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土、電気施設その他の輸送に直接関係のある施設の保守及び管理 2～4 (略)</td> </tr> </table>	機関名	災害予防対策	東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	1 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土、電気施設その他の輸送に直接関係のある施設の保守及び管理 2～4 (略)	語句の整理
機関名	災害予防対策											
東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	1 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土、電気施設その他の輸送に直接関係のある施設の保守及び管理 2～4 (略)											
機関名	災害予防対策											
東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	1 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土、電気施設その他の輸送に直接関係のある施設の保守及び管理 2～4 (略)											

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考												
12	5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害応急対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本通運株式会社</td> <td><u>災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対する配車</u></td> </tr> <tr> <td>中部電力株式会社 電源開発株式会社</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害応急対策	日本通運株式会社	<u>災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対する配車</u>	中部電力株式会社 電源開発株式会社	(追加)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害応急対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</td> <td><u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>中部電力株式会社 電源開発株式会社</td> <td><u>2 電力不足時の他電力会社との電力の融通</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害応急対策	日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	<u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。</u>	中部電力株式会社 電源開発株式会社	<u>2 電力不足時の他電力会社との電力の融通</u>	指定公共機関の追加 対策の追加
機関名	災害応急対策															
日本通運株式会社	<u>災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対する配車</u>															
中部電力株式会社 電源開発株式会社	(追加)															
機関名	災害応急対策															
日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	<u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。</u>															
中部電力株式会社 電源開発株式会社	<u>2 電力不足時の他電力会社との電力の融通</u>															
13	18	資料「様式・資料集」 防災関係機関（資料8-1）	資料「様式・資料集」 防災関係機関等一覧（資料8-1）	資料の整理												
27	4	<p>第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災体制の整備 2 施設の役割及び機能 (2) 防災拠点 ア 防災拠点の指定及び圏域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災圏域</th> <th>防災拠点 (災害支援本部)</th> <th>圏域内指定避難所 (小学校等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部地区</td> <td>総合福祉センター</td> <td>神領、篠木、八幡、篠原、<u>松原</u>、鳥居松、丸田</td> </tr> </tbody> </table>	防災圏域	防災拠点 (災害支援本部)	圏域内指定避難所 (小学校等)	中部地区	総合福祉センター	神領、篠木、八幡、篠原、 <u>松原</u> 、鳥居松、丸田	<p>第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災体制の整備 2 施設の役割及び機能 (2) 防災拠点 ア 防災拠点の指定及び圏域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災圏域</th> <th>防災拠点 (災害支援本部)</th> <th>圏域内指定避難所 (小学校等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部地区</td> <td>総合福祉センター</td> <td>神領、篠木、八幡、篠原、<u>鳥居松</u>、丸田</td> </tr> </tbody> </table>	防災圏域	防災拠点 (災害支援本部)	圏域内指定避難所 (小学校等)	中部地区	総合福祉センター	神領、篠木、八幡、篠原、 <u>鳥居松</u> 、丸田	誤記の修正
防災圏域	防災拠点 (災害支援本部)	圏域内指定避難所 (小学校等)														
中部地区	総合福祉センター	神領、篠木、八幡、篠原、 <u>松原</u> 、鳥居松、丸田														
防災圏域	防災拠点 (災害支援本部)	圏域内指定避難所 (小学校等)														
中部地区	総合福祉センター	神領、篠木、八幡、篠原、 <u>鳥居松</u> 、丸田														
28	28	ウ 防災拠点の役割及び機能 (ケ) 避難所機能 要配慮者及び長期避難者の収容	ウ 防災拠点の役割及び機能 (ケ) 避難所機能 要配慮者及び長期避難者の <u>受入</u>	語句の整理												
29	8	(5) 指定避難所 38 の小学校と中部大学を避難所に指定し、市民の安全確保、物資の配給等被災者の救援を行う。なお、中学校は、小	(5) 指定避難所 38 の小学校と中部大学を避難所に指定し、市民の安全確保、物資の配給等被災者の救援を行う。なお、中学校は、小	語句の整理												

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		学校（避難所）の補完施設とし、小学校で収容できない場合の避難者の収容及び小学校が避難場所として利用されている間の小学校教育の場とする。	学校（避難所）の補完施設とし、小学校で受入できない場合の避難者の受入及び小学校が避難場所として利用されている間の小学校教育の場とする。	
30	18	第2節 防災活動体制の整備 3 防災研修及び防災訓練の実施 (2) 防災訓練の実施 ア 総合防災訓練 毎年9月1日の「防災の日」を中心に自衛隊、警察、ライフライン関係を始めとすることができる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民及び自主防災組織等と合同して、南海トラフ巨大地震等の大規模地震による広域的な被害を想定した総合防災訓練を実施する。 (略)	第2節 防災活動体制の整備 3 防災研修及び防災訓練の実施 (2) 防災訓練の実施 ア 総合防災訓練 毎年9月1日の「防災の日」を中心に自衛隊、警察、ライフライン関係を始めとすることができる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民及び自主防災組織等と合同して、南海トラフ地震等の大規模地震による広域的な被害を想定した総合防災訓練を実施する。 (略)	語句の整理
31	22	4 広域応援体制の整備 (3) 関係団体及び流通事業者との協定 (略) 関係資料「様式・資料集」 協定等の締結状態（資料5-1～21）	4 広域応援体制の整備 (3) 関係団体及び流通事業者との協定 (略) 関係資料「様式・資料集」 協定等の締結状態（資料5-1～65）	資料番号の整理
33	24	第3節 情報連絡体制の整備 2 市民への広報体制の整備 (追加)	第3節 情報連絡体制の整備 2 市民への広報体制の整備 (6) 市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。 また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。	対策の追加
34	23	第4節 非常用物資の備蓄 1 飲料水 (1) 個人備蓄 ア 各家庭においては、災害に備えて最低3日分の飲料水を	第4節 非常用物資の備蓄 1 飲料水 (1) 個人備蓄 ア 各家庭においては、災害に備えて3日以上（可能な限	対策の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		備蓄するほか、生活用水としては浴槽等に貯水する。	<u>り1週間分程度</u> の飲料水を備蓄するほか、生活用水としては浴槽等に貯水する。	
35	2	2 食糧及び生活必需品 (1) 個人備蓄 各家庭においては、 <u>最低3日分</u> の食糧及び生活必需品を備蓄する。	2 食糧及び生活必需品 (1) 個人備蓄 各家庭においては、 <u>3日以上(可能な限り1週間分程度)</u> の食糧及び生活必需品を備蓄する。	対策の整理
37	1	第5節 消防救急体制の整備 1 大規模火災における消防体制の整備 (2) 常備消防力の強化 (略) 資料「様式・資料集」 消防本部(署)保有の消防力(資料2-2-(1))	第5節 消防救急体制の整備 1 大規模火災における消防体制の整備 (2) 常備消防力の強化 (略) 資料「様式・資料集」 消防本部(署)・ <u>消防団</u> 保有の消防力(資料2-2-(1))	資料の整理
38	18	(5) 消防水利の確保 (略) 資料「様式・資料集」 消防水利(資料2-2-(4))	(5) 消防水利の確保 (略) 資料「様式・資料集」 消防水利(資料2-2-(3))	資料番号の整理
39	14	3 危険物施設の予防対策 (3) 高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質 (略) 資料「様式・資料集」高圧ガス大量保有事業所(資料1-7)	3 危険物施設の予防対策 (3) 高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質 (略) 資料「様式・資料集」高圧ガス大量保有事業所(<u>液化石油ガス</u>)(資料1-7)	資料の整理
40	24	第6節 応急医療体制の整備 3 医薬品等の確保 (1) 医薬品 <u>災害時の緊急医療活動に利用できるよう総合保健医療センターの医薬品の在庫の拡充を図る。また、流通機関及び市内後方医療支援病院における医療品の確保を図るとともに、開業医及び薬局の備蓄確保も要請していく。</u>	第6節 応急医療体制の整備 3 医薬品等の確保 (1) 医薬品 <u>「春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書」に基づき、一般社団法人春日井市薬剤師会の協力のもと、各会員薬局において、日頃から災害時医療用医薬品の備蓄を行う。</u>	対策の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
41	28	第7節 緊急輸送体制の整備 2 航空輸送 (略) 資料「様式・資料集」ヘリポート可能箇所(資料4-3)	第7節 緊急輸送体制の整備 2 航空輸送 (略) 資料「様式・資料集」ヘリポート可能箇所(資料4-4)	資料番号の整理
42	5	第8節 広域応援派遣体制の整備 2 緊急消防援助隊 市及び県は、大規模災害の発生時に消防庁長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊について、その充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上に努めるものとする。 (追加) (追加) (追加) 3 救援物資の支援体制 (略)	第8節 広域応援派遣体制の整備 2 緊急消防援助隊 市及び県は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。 特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から本県への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。 3 広域航空消防応援 市及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。 4 愛知県広域消防相互応援協定 市は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。 5 救援物資の支援体制 (略)	対策の整理
43	12	第2章 市民の防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚 (1)～(2) (略) (追加)	第2章 市民の防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚 (1)～(2) (略) (3) 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者が住宅再建する	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>際の有効な手段の一つとなることから、市及び県は、その制度の普及促進に努めるものとする。</u>	
47	12	第3節 自主防災組織の育成 3 活動に対する市の支援 (2) 資機材の整備 (略) 資料「様式・資料集」 自主防災組織に対する防災用資器材の貸与(資料3-1-(8))	第3節 自主防災組織の育成 3 活動に対する市の支援 (2) 資機材の整備 (略) 資料「様式・資料集」 自主防災組織に対する防災用資器材の貸与(資料3-1-(9))	資料番号の整理
47	30	第4節 防災ボランティアとの連携 1 連携・協力体制の推進 (略) 市及び県は、ボランティア協力団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援したい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、県は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の交渉を図るためフォローアップ研修を実施する。 なお、 <u>フォローアップ研修には、市町村等が養成したボランティアコーディネーターについても受講させるものとする。</u> また、 <u>市においては、ボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるものとする。</u>	第4節 防災ボランティアとの連携 1 連携・協力体制の推進 (略) 市及び県は、ボランティア協力団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援したい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、 <u>市及び県は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の交渉を図るためフォローアップ研修等</u> を実施する。 なお、 <u>市は養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。</u> (略)	対策の整理
51	6	第5節 要配慮者の安全対策 3 要配慮者の防災教育及び防災訓練 (3) (略) (追加)	第5節 要配慮者の安全対策 3 要配慮者の防災教育及び防災訓練 (3) (略) <u>ウ 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム(案内用図記号)を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</u>	対策の追加

頁	行	修正前	修正後	備考
54	2	<p>第7節 帰宅困難者対策</p> <p>1 基本原則</p> <p>公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が高いことから、市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</p>	<p>第7節 帰宅困難者対策</p> <p>1 帰宅困難者に対する措置</p> <p>市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。</p> <p>(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報</p> <p>「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。</p> <p>(2) 事業者による物資の備蓄等の促進</p> <p>企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p> <p>(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保</p> <p>市及び県は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。</p> <p>(4) 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</p>	対策の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
56	10	<p>第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 2 建築物の安全対策 (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の適正な施行 (略) また、<u>県は、耐震改修促進法に基づき、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化を取り組むべき避難路を指定し、その沿道に所在する、道路を閉塞する可能性のある既存耐震不適格建築物の耐震診断結果の報告を義務付けることとする。</u></p>	<p>第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 2 建築物の安全対策 (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の適正な施行 (略) また、<u>同法に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。</u></p>	対策の追加
57	1	<p>(2) 耐震改修促進計画 ウ この法律に定める「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。 また、<u>この法律により指定した、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために優先的に耐震化を取り組むべき避難路の沿道建築物の耐震性向上について、特に推進するために、県はその対象路線を指定し、耐震診断の結果報告の期限を定めることとする。</u></p>	<p>(2) 耐震改修促進計画 ウ この法律に定める「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。 また、<u>耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。</u></p>	対策の整理
59	16	<p>4 土砂災害の防止 (1) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 県は、土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域が指定されていない箇所については、土砂災害危険箇所）の住民への周知体制、土砂災害監視システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、市町村等に対しては、<u>土石流発生基準雨量等の設定、土砂災害に対する予報又は警報の発令及び伝達、避難、その他警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。</u></p> <p>(2) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</p>	<p>4 土砂災害の防止 (1) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備の支援 県は、土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域が指定されていない箇所については、土砂災害危険箇所）の住民への周知体制、土砂災害監視システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、市町村等に対しては、<u>土砂災害警戒情報の発表・伝達、大規模な土砂災害が急迫した場合の緊急調査に基づく土砂災害緊急情報の通知を行い、当該通知に基づくその他警戒避難体制の確立に関する必要な支援を行うものとする。</u></p> <p>(2) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</p>	対策の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>県は、土砂災害から、県民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進している。</p> <p>(追加)</p> <p>土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、土砂災害警戒区域に関する資料を関係市町村に提供し、県は、市町村地域防災計画において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進が図られるよう支援する。</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>	<p>県は、土砂災害から、県民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、必要な対策を進める。</p> <p><u>おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域の指定等に必要な基礎調査を行い、その結果を関係のある市町村長に通知するとともに、公表する。</u></p> <p>土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、土砂災害警戒区域に関する資料を関係市町村に提供し、県は、市町村地域防災計画に基づき土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進が図られるよう支援する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</u></p> <p><u>市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。</u></p> <p><u>ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 (エに掲げる施設に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等)</u></p> <p><u>イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p><u>エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u></p> <p><u>オ 救助に関する事項</u></p> <p><u>カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を</u></p>	

頁	行	修正前	修正後	備考
		(追加)	<p><u>防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p>(4) <u>ハザードマップの作成及び周知</u> 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、<u>土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。</u></p>	
61	10	<p>5 液状化対策の推進</p> <p>(1) 液状化危険度の周知 市は、国から示されている「液状化地域ゾーニングマニュアル」等に基づき、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図るものとする。</p>	<p>5 液状化対策の推進</p> <p>(1) 液状化危険度の周知 市は、国から示されている「液状化地域ゾーニングマニュアル」及び県が平成23年度から平成25年度に行った<u>東海地震・東南海地震・南海地震等被害調査等</u>に基づき、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図るものとする。</p>	対策の整理
63	1	<p>第2節 都市基盤整備の推進</p> <p>1 公共施設</p> <p>(2) 橋りょう等 耐震性の低い橋りょうは、順次架替え、補強工事等を実施するなど耐震性の向上を図る。また、横断歩道橋は、国の定める指針に基づき建設されており安全性は高いが、必要に応じて点検等を実施する。</p>	<p>第2節 都市基盤整備の推進</p> <p>1 公共施設</p> <p>(2) 橋梁等 耐震性の低い橋梁は、順次架替え、補強工事等を実施するなど耐震性の向上を図る。また、横断歩道橋は、国の定める指針に基づき建設されており安全性は高いが、必要に応じて点検等を実施する。</p>	語句の整理
65	21	<p>2 ライフライン施設</p> <p>(7) <u>電話</u> <u>西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモは、災害時の通信を確保するため、次の事項について対策を講ずる。</u></p>	<p>2 ライフライン施設</p> <p>(7) <u>通信施設</u> <u>ア 電気通信</u> <u>(7) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u></p>	<p>対策の整理</p> <p>機関の追加</p>

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p><u>ア 電気通信設備の耐震性、防火、防水、伝送路の多ルート化等の強化</u></p> <p><u>イ 予備電源の設置等バックアップ機能の強化</u></p> <p><u>ウ 可搬型無線機等災害対策機器の整備</u></p> <p><u>エ 防災訓練及び防災教育の実施</u></p> <p><u>オ 応急資機材の確保等体制の整備</u></p> <p><u>カ 災害用伝言ダイヤルの活用</u></p>	<p><u>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。</u></p> <p><u>a 設備の耐震対策</u></p> <p><u>(a) 建物、鉄塔の耐震対策</u></p> <p><u>(b) 通信機械設備の固定・補強等</u></p> <p><u>b 防火・防水対策</u></p> <p><u>(a) 防火シャッター、防火扉・防火壁の整備</u></p> <p><u>(b) 防水扉・防潮板の設置</u></p> <p><u>(c) 下水管・ビル内のマンホール・洞道からの浸水防止</u></p> <p><u>(d) 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底</u></p> <p><u>c 通信網の整備</u></p> <p><u>(a) 伝送路の多ルート化</u></p> <p><u>(b) 大都市における洞道網の建設促進及び整備</u></p> <p><u>d 各種災害対策機器の整備</u></p> <p><u>(a) 孤立防止用衛星電話機の配備</u></p> <p><u>(b) 可搬型無線機の配備</u></p> <p><u>(c) 非常用移動電話交換装置及び電源装置の配備</u></p> <p><u>(d) 舟艇の配備</u></p> <p><u>(e) 防災用資機材の配備</u></p> <p><u>e 防災に関する訓練</u></p> <p><u>(a) 災害予報及び警報伝達の訓練</u></p> <p><u>(b) 災害時における通信の疎通訓練</u></p> <p><u>(c) 設備の災害応急復旧訓練</u></p> <p><u>(d) 社員の非常呼集の訓練</u></p> <p><u>f 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し</u></p> <p><u>蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化</u></p> <p><u>(イ) 株式会社NTTドコモ</u></p>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<p>株式会社NTTドコモは、<u>移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。</u></p> <p><u>なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。</u></p> <p><u>a 設備の耐震対策</u></p> <p><u>(a) 建物、鉄塔の耐震対策</u></p> <p><u>(b) 通信機械設備の固定・補強等</u></p> <p><u>b 防火・防水対策</u></p> <p><u>(a) 防火シャッター、防火扉、防火壁の整備</u></p> <p><u>(b) 防水扉・防潮板の設置</u></p> <p><u>c 通信網の整備</u></p> <p><u>(a) 伝送路の多ルート化</u></p> <p><u>(b) 重要通信センタの分散化</u></p> <p><u>d 各種災害対策機器の配備</u></p> <p><u>(a) 移動無線基地局（中継回タイプ含む）車の配備</u></p> <p><u>(b) 移動電源車の配備</u></p> <p><u>(c) 22G マイクロエントランスの配備</u></p> <p><u>(d) サービスカーの配備</u></p> <p><u>e 防災に関する訓練</u></p> <p><u>(a) 災害予報及び警報伝達の訓練</u></p> <p><u>(b) 災害時における通信の疎通訓練</u></p> <p><u>(c) 設備の災害応急復旧訓練</u></p> <p><u>(d) 社員の非常呼集の訓練</u></p> <p><u>f 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し</u></p> <p><u>従来の震度6に耐えうる蓄電池、発電装置系の耐震</u></p>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<p><u>対策を震度7に強化</u></p> <p><u>g 被災地域への通信の疎通確保対策の検討</u> <u>衛星回線による基地局伝送路の検討</u></p> <p><u>(ウ) KDDI株式会社</u> <u>KDDI株式会社は、国際電気通信事業の公共性に鑑み、災害に際しても国際通信を確保できるよう平素からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施している。</u> <u>国際伝送路の多ルート化、代替伝送路の設定、国内伝送路の確保等については、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行う。</u> <u>激甚な大規模災害に備えて、阪神・淡路大地震を教訓に、長時間商用電力供給停止に対する自家発電機用燃料補給対策の確立及び被災地域への国際通信の疎通確保対策の検討を行う。</u></p> <p><u>a 設備の耐震対策</u> <u>(a) 建物、鉄塔の耐震対策</u> <u>(b) 通信機械設備の固定・補強等</u></p> <p><u>b 防火対策</u> <u>(a) 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備</u> <u>(b) 構内通信ケーブルの延焼防火措置の実施</u></p> <p><u>c 通信網の整備</u> <u>(a) 国際伝送路の多ルート化</u> <u>(b) 国内外代替伝送路の確保</u></p> <p><u>d 防災に関する訓練</u> <u>(a) 災害予報及び警報伝達の訓練</u> <u>(b) 災害時における通信の疎通訓練</u> <u>(c) 国際通信設備等の応急復旧訓練</u> <u>(d) 社員の非常参集訓練</u></p> <p><u>e 被災地域への通信の疎通確保対策の検討</u></p>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<p>(a) <u>国際電話のオペレータによる取扱いと運用体制の検討</u></p> <p>(b) <u>車載地球局、可搬型地球局の利用による国際通信疎通手段確保の検討</u></p> <p>(c) <u>可搬型国際電話ブース配備の検討</u></p> <p>f <u>緊急連絡手段確保対策</u></p> <p>(a) <u>緊急社員呼出しシステム導入の検討</u></p> <p>(b) <u>アマチュア無線、防災無線、携帯電話、パソコン通信等を活用した連絡網導入の検討</u></p> <p>g <u>緊急輸送対策</u></p> <p><u>委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送ルートの整備</u></p> <p>(エ) <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u></p> <p><u>ソフトバンクモバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。</u></p> <p>a <u>設備の耐震対策</u></p> <p>(a) <u>建物、鉄塔の耐震対策</u></p> <p>(b) <u>通信機械設備の固定・補強等</u></p> <p>b <u>防火・防潮対策</u></p> <p>(a) <u>防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備</u></p> <p>(b) <u>防水扉・防潮板の設置</u></p> <p>c <u>通信網の整備</u></p> <p>(a) <u>伝送路の多ルート化</u></p> <p>(b) <u>主要な中継交換機の分散設置</u></p> <p>(c) <u>主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置</u></p> <p>d <u>防災に関する訓練</u></p> <p>(a) <u>災害予報及び警報伝達</u></p>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>(b) 非常招集</u> <u>(c) 災害時における通信そ通確保</u> <u>(d) 各種災害対策用機器の操作</u> <u>(e) 電気通信設備等の災害応急復旧</u> <u>(f) 消防</u> <u>(g) 避難と救護</u> <u>e 被災地域への通信の疎通確保対策の検討</u> <u>衛星回線により基地局伝送路の検討</u> <u>f 緊急輸送対策</u> <u>委託ヘリコプターによる復旧要員輸送ルートの整備</u>	
66	29	第3節 防災対策施設の整備 4 指定避難所等 (1) 指定避難所等の指定 避難所が被災した市民が一定時間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の市民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。	第3節 防災対策施設の整備 4 指定避難所等 (1) 指定避難所等の指定 避難所が被災した市民が一定時間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の市民に身近な公共施設等を <u>規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。</u>	対策の整理
68	8	(3) 避難所の運営管理体制の整備 県が平成9年度に作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを活用し、市民、自主防災組織、ボランティア等が協力して避難所の運営管理が行えるよう、避難所運営マニュアルを整備する。 (略)	(3) 避難所の運営管理体制の整備 県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを活用し、市民、自主防災組織、ボランティア等が協力して避難所の運営管理が行えるよう、避難所運営マニュアルを整備する。 (略)	対策の整理
68	20	(5) 避難に関する広報 市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや広報誌・PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。	(5) 避難に関する広報 市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、 <u>避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。</u> <u>また、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災</u>	対策の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		ア (略) イ 市の避難計画 (ア)～(エ) (略) (オ) 避難所の管理に関する事項 a 避難収容中の秩序保持 b 避難民に対する災害情報の伝達 c 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底 e 避難民に対する各種相談業務	<u>マップ、地震発生時の堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。</u> ア (略) イ 市の避難計画 (ア)～(エ) (略) (オ) 避難所の管理に関する事項 a 避難場所、避難所の秩序保持 b 避難者に対する災害情報の伝達 c 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底 d 避難者に対する各種相談業務	語句の整理
69	25	(追加) 5 防災施設及び災害対策用資機材の整備 (略)	<u>5 避難行動の促進対策</u> <u>(1) 避難勧告等は空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u> <u>(2) 災害情報システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、避難指示等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</u> <u>(3) 市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。</u> 6 防災施設及び災害対策用資機材の整備 (略)	対策の追加
70	21	第4節 防災協働社会の形成推進 1 基本方針 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、 <u>県民一人ひとりの自覚に根ざした自助</u> 、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。	第4節 防災協働社会の形成推進 1 基本方針 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、 <u>市民一人ひとりの自覚に根ざした自助</u> 、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。	語句の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																								
73	22	<p>第3編 東海地震に関する事前対策 第2章 情報の収集及び伝達 1 地震予知情報等の収集及び伝達 (略) (追加)</p> <p>(1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容等</th> <th>防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震予知情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海地震に関連する調査情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容等	防災対応	東海地震予知情報	(略)	(略)	東海地震注意情報	(略)	(略)	東海地震に関連する調査情報	(略)	(略)	<p>第3編 東海地震に関する事前対策 第2章 情報の収集及び伝達 1 地震予知情報等の収集及び伝達 (略)</p> <p><u>なお、「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。</u></p> <p>(1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容等</th> <th>防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震予知情報 カラーレベル赤</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報 カラーレベル黄</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海地震に関連する調査情報 カラーレベル緑</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容等	防災対応	東海地震予知情報 カラーレベル赤	(略)	(略)	東海地震注意情報 カラーレベル黄	(略)	(略)	東海地震に関連する調査情報 カラーレベル緑	(略)	(略)	<p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p>
種類	内容等	防災対応																										
東海地震予知情報	(略)	(略)																										
東海地震注意情報	(略)	(略)																										
東海地震に関連する調査情報	(略)	(略)																										
種類	内容等	防災対応																										
東海地震予知情報 カラーレベル赤	(略)	(略)																										
東海地震注意情報 カラーレベル黄	(略)	(略)																										
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル緑	(略)	(略)																										
82	23	<p>第3章 発災に備えた直前対策 4 都市施設の対策 (1) 道路、橋りょう等 ア 所管する道路、橋りょう等の点検及び巡視を実施し、必要に応じて工事の中止等の措置を講ずる。</p>	<p>第3章 発災に備えた直前対策 4 都市施設の対策 (1) 道路、橋梁等 ア 所管する道路、橋梁等の点検及び巡視を実施し、必要に応じて工事の中止等の措置を講ずる。</p>	<p>語句の整理</p>																								
84	26	<p>(4) 鉄道 イ 警戒宣言発令時 (イ) 旅客の待機、救護等 c 第1項の旅客のうち病人等緊急の救護を要する旅客については、駅周辺の医療機関に収容することとし、その協力体制を確立しておくものとする。</p>	<p>(4) 鉄道 イ 警戒宣言発令時 (イ) 旅客の待機、救護等 c 第1項の旅客のうち病人等緊急の救護を要する旅客については、駅周辺の医療機関に搬送することとし、その協力体制を確立しておくものとする。</p>	<p>語句の整理</p>																								
86	13	<p>(9) 電話 西日本電信電話株式会社は、<u>震災に備え、次の措置を講ずる。</u></p>	<p>(9) 通信 西日本電信電話株式会社は、<u>警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震</u></p>	<p>構成の整理</p>																								

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p><u>ア 警戒宣言等に関する情報は、あらかじめ定める伝達経路及び方法により、各支店及び営業所へ正確かつ迅速に行う。</u></p> <p><u>イ 直ちに準備警戒の措置をとるとともに、警戒本部を設置する。</u></p> <p><u>ウ 国や地方自治体から発出される指示及び各種情報を受け、また、報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の伝達経路により相互伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震防災対策に反映させる。</u></p> <p><u>エ 利用者の利便に関する事項について、ラジオ、テレビ放送等を通じ広報を行う。</u></p> <p><u>(ア) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況</u></p> <p><u>(イ) 電報の受付及び配達状況</u></p> <p><u>(ウ) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況</u></p> <p><u>(エ) 西日本電信電話株式会社の名古屋支店窓口における業務実施状況</u></p> <p><u>(オ) 災害用伝言ダイヤルの利用方法</u></p> <p><u>(カ) その他必要とする事項</u></p> <p><u>オ 東海地震注意情報が発表された場合、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供する。(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)</u></p> <p><u>カ インターネットを利用して安否確認を行う災害用ブロードバンド伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。</u></p> <p><u>キ 株式会社NTTドコモは、被災地域への通信の疎通確保対策として、iモード災害用伝言板サービスを運用する。</u> <u>iモード災害用伝言板サービスとは、災害時に被災者の安否確認等による電話の輻輳を避けるため、被災者の親戚・知人が直接被災者へ電話せず、iモードセンタを</u></p>	<p><u>防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。</u></p> <p><u>また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(1) 地震防災応急対策等に関する広報</u> <u>東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。</u></p> <p><u>ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況</u></p> <p><u>イ 電報の受付、配達状況</u></p> <p><u>ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況</u></p> <p><u>エ 西日本電信電話株式会社の名古屋支店における業務実施状況</u></p> <p><u>オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法</u></p> <p><u>カ その他必要とする事項</u></p> <p><u>(2) 通信の利用制限等の措置</u> <u>各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用</u> <u>東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前からも実施する。</u></p> <p><u>(4) 建物、施設等の巡視と点検</u> <u>東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。</u></p>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考														
		<p>通して、メール通信により被災者等の安否確認を行うものである。(利用料金は無料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運用条件</td> <td>震度6弱以上の地震など、大規模な災害が発生した場合</td> </tr> <tr> <td>メッセージ登録可能エリア</td> <td>災害が発生した地域 ※ 登録可能エリアの詳細については「災害用伝言版」より確認が可能</td> </tr> <tr> <td>メッセージ登録可能件数</td> <td>1 携帯電話番号あたり10件 ※ 10件を超えるメッセージは、古いものから順次上書き</td> </tr> <tr> <td>メッセージ登録内容</td> <td>1 状態(日本語版・英語版それぞれ下記の4つの中から選択、複数選択可) 日本語版:「無事です。」「被害があります。」「自宅にいます。」「避難所にいます。」 英語版:「I'm okay」「Need Help」「Safe at home」「Atevacuation area」 2 コメント(全角100文字以内(半角200文字以内)) ※ コメントのみの利用も可能。また、一度に状態とコメントの両方の登録も可能</td> </tr> <tr> <td>メッセージ保存期間</td> <td>1つの災害でのサービスを終了するまで</td> </tr> <tr> <td>メッセージ登録方法</td> <td>1 iモードは「iMenu」、spモードは「ドコモマーケット」の「iMenu」各トップ画面に表示される「災害用伝言板」を選択 2 「災害用伝言板」の中の「安否の登録」を選択 3 現在の状態について「無事です。」な</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	運用条件	震度6弱以上の地震など、大規模な災害が発生した場合	メッセージ登録可能エリア	災害が発生した地域 ※ 登録可能エリアの詳細については「災害用伝言版」より確認が可能	メッセージ登録可能件数	1 携帯電話番号あたり10件 ※ 10件を超えるメッセージは、古いものから順次上書き	メッセージ登録内容	1 状態(日本語版・英語版それぞれ下記の4つの中から選択、複数選択可) 日本語版:「無事です。」「被害があります。」「自宅にいます。」「避難所にいます。」 英語版:「I'm okay」「Need Help」「Safe at home」「Atevacuation area」 2 コメント(全角100文字以内(半角200文字以内)) ※ コメントのみの利用も可能。また、一度に状態とコメントの両方の登録も可能	メッセージ保存期間	1つの災害でのサービスを終了するまで	メッセージ登録方法	1 iモードは「iMenu」、spモードは「ドコモマーケット」の「iMenu」各トップ画面に表示される「災害用伝言板」を選択 2 「災害用伝言板」の中の「安否の登録」を選択 3 現在の状態について「無事です。」な	<p>(5) 工事中の施設に対する安全措置 東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。 なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。</p>	
項 目	内 容																	
運用条件	震度6弱以上の地震など、大規模な災害が発生した場合																	
メッセージ登録可能エリア	災害が発生した地域 ※ 登録可能エリアの詳細については「災害用伝言版」より確認が可能																	
メッセージ登録可能件数	1 携帯電話番号あたり10件 ※ 10件を超えるメッセージは、古いものから順次上書き																	
メッセージ登録内容	1 状態(日本語版・英語版それぞれ下記の4つの中から選択、複数選択可) 日本語版:「無事です。」「被害があります。」「自宅にいます。」「避難所にいます。」 英語版:「I'm okay」「Need Help」「Safe at home」「Atevacuation area」 2 コメント(全角100文字以内(半角200文字以内)) ※ コメントのみの利用も可能。また、一度に状態とコメントの両方の登録も可能																	
メッセージ保存期間	1つの災害でのサービスを終了するまで																	
メッセージ登録方法	1 iモードは「iMenu」、spモードは「ドコモマーケット」の「iMenu」各トップ画面に表示される「災害用伝言板」を選択 2 「災害用伝言板」の中の「安否の登録」を選択 3 現在の状態について「無事です。」な																	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p><u>どの4つの中から選択し、任意で100文字以内のコメントを入力</u> <u>4 「登録」を押すと、伝言板への登録が完了</u></p>		
		<p><u>携帯電話番号でのメッセージの確認方法</u></p> <p>1 <u>iモードは「iMenu」、spモードは「ドコモマーケット」の「iMenu」各トップ画面に表示される「災害用伝言板」を選択</u> 2 <u>「災害用伝言板」の中の「安否の登録」を選択</u> 3 <u>安否を確認したい人の携帯電話番号を入力して検索ボタンを押す</u> 4 <u>メッセージを選択し、登録されている状態とコメントを確認</u></p>		
		<p><u>他社契約携帯電話番号で、登録されているメッセージの確認方法</u></p> <p><u>ドコモ以外の携帯電話番号でも検索し、該当の事業者（A社）の災害用伝言版へのリンクを表示</u></p>		
		<p><u>メッセージ確認可能エリア</u></p> <p><u>全国のiモード及びspモード利用可能エリア</u> <u>※ ドコモ以外の携帯電話やPHS、またはパソコンなどからもメッセージの確認が可能</u></p>		
		<p><u>登録お知らせメール</u></p> <p><u>メッセージを登録したことをお知らせする相手を設定することが可能</u> 1 <u>iモード及びspモードメールアドレス</u> 2 <u>インターネットメールアドレス</u> 3 <u>ドコモ以外の携帯電話及びPHSのメールアドレスなど</u></p>		

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																							
		<p>※ ファミリー割引グループであれば、事前登録は不要 (参考) 1度に送信可能な「登録お知らせメール」件数について</p> <p>1 事前登録アドレス：最大5件 2 ファミリー割引グループ：最大9件 3 メール送信希望者：最大20件</p>																									
		<p>登録お願いメール 安否を確認したい相手にメッセージの登録依頼が可能</p>																									
		<p>ク KDDI株式会社では、震度6弱程度以上の地震など災害時に、家族・親類・知人などとの安否確認に利用してもらうため、次のとおり「災害用伝言板」サービスを提供する。 (利用料金は無料)</p>																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機 能</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">伝言板</td> <td>基本</td> <td colspan="2">安否情報の登録・削除・確認、その他(サービス概要、お問合せなど)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">安否情報の登録</td> <td>登録方法</td> <td>E z w e b→トップメニュー→災害用伝言板→登録</td> </tr> <tr> <td>被災状況</td> <td>「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選択(英語版の利用も可能)</td> </tr> <tr> <td>コメント入力</td> <td>全角100文字まで</td> </tr> <tr> <td>保存期間</td> <td>最大72時間</td> </tr> <tr> <td>登録可能件数</td> <td>10件/1電話番号</td> </tr> <tr> <td>安否情報登録利用地域</td> <td colspan="3">被災地域を担当している営業エリアおよびその周辺(登録可能エリアについては)</td> </tr> </tbody> </table>			機 能		内 容		伝言板	基本	安否情報の登録・削除・確認、その他(サービス概要、お問合せなど)		安否情報の登録	登録方法	E z w e b→トップメニュー→災害用伝言板→登録	被災状況	「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選択(英語版の利用も可能)	コメント入力	全角100文字まで	保存期間	最大72時間	登録可能件数	10件/1電話番号	安否情報登録利用地域	被災地域を担当している営業エリアおよびその周辺(登録可能エリアについては)		
機 能		内 容																									
伝言板	基本	安否情報の登録・削除・確認、その他(サービス概要、お問合せなど)																									
	安否情報の登録	登録方法	E z w e b→トップメニュー→災害用伝言板→登録																								
		被災状況	「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選択(英語版の利用も可能)																								
		コメント入力	全角100文字まで																								
		保存期間	最大72時間																								
		登録可能件数	10件/1電話番号																								
安否情報登録利用地域	被災地域を担当している営業エリアおよびその周辺(登録可能エリアについては)																										

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>「災害用伝言板」で確認できます。)</p> <p><u>お知らせメール</u> 伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信でお知らせする機能</p> <p><u>設定宛先件数</u> 5件</p> <p><u>送信者アドレス</u> 安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス</p> <p><u>メール内容</u> 安否情報を登録した携帯電話の電話番号 安否情報が登録された旨をお知らせする内容 伝言板へアクセスするためのリンク</p> <p><u>安否情報確認</u> 地域制限なく、a u携帯電話番号で検索可能 E z w e b→トップメニュー→災害用伝言板→確認→安否情報を確認したい相手の携帯番号を入力し「検索する」を押す。 a u携帯電話番号以外からは「iモード災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害用伝言板」のリンクを表示</p>		
		<p>ケ 警戒宣言の発令、地震災害に関する各種情報の報道等により、電気通信の疎通が著しく困難となった場合には、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）等の定めるところにより、地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずる。</p> <p>コ 復旧用資機材、車両等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施し、発災後の復旧に必要な車両は、あらかじめ</p>		

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考						
		<p><u>め緊急輸送用としての特別許可を得ておくものとする。</u> <u>サ 建物及び重要通信施設について巡視し、必要な点検を実施する。</u> <u>シ 工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断し、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、補強、落下及び転倒防止等の安全措置を講ずる。</u></p>								
91	15	6 交通対策 (2) 運転者のとるべき措置 (追加)	6 交通対策 (2) 運転者のとるべき措置 <u>ウ 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発生が発せられたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。</u>	対策の追加						
93	16	10 警戒宣言発令時の帰宅困難者対策 警戒宣言が発令され、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、 <u>その発生抑制や帰宅支援の方策を検討し、対策を講ずるものとする。</u>	10 警戒宣言発令時の帰宅困難者対策 警戒宣言が発令され、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、 <u>市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅困難支援等必要な対策を講ずるものとする。</u>	対策の整理						
96	27	第4編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 2 災害警戒本部 (2) 組織 ア 警戒本部は、次に掲げる職員をもって構成する。 <table border="1" data-bbox="344 1139 1093 1200"> <tr> <td>警戒本部員</td> <td>道路課長</td> <td>(技術部)</td> </tr> </table>	警戒本部員	道路課長	(技術部)	第4編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 2 災害警戒本部 (2) 組織 ア 警戒本部は、次に掲げる職員をもって構成する。 <table border="1" data-bbox="1122 1139 1870 1200"> <tr> <td>警戒本部員</td> <td>道路課長</td> <td>(技術部公共土木班)</td> </tr> </table>	警戒本部員	道路課長	(技術部公共土木班)	語句の整理
警戒本部員	道路課長	(技術部)								
警戒本部員	道路課長	(技術部公共土木班)								
97	19	3 災害対策本部 (1) 設置 イ 対策本部は、市庁舎6階 <u>研修室</u> に置く。	3 災害対策本部 (1) 設置 イ 対策本部は、市庁舎6階 <u>災害対策室</u> に置く。	語句の整理						

頁	行	修正前	修正後	備考																																				
105	1	<p>第2節 広域応援等の要請及び受入れ</p> <p>3 他の市町村に対する応援要求（災害対策基本法第67条）</p> <p>(1) 旧尾張北部広域行政圏を構成する市町及び連絡担当部局</p> <table border="1"> <tr> <td>大口町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>0587-95-1111</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>資料「様式・資料集」 災害時における相互応援に関する協定（資料5-7）</p> <p>(2) 特例市応援要請手続き</p> <p>春日井市が所属する西日本ブロックの代表市へ応援を要請する。なお、平成23、24、25、26年度は、春日井市が代表となっている。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 代表市の防災担当部署 西日本ブロック代表市 春日井市</p> <table border="1"> <tr> <td>担当課</td> <td>住所</td> <td>連絡先</td> <td>電話 FAX</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民安全課</td> <td rowspan="2">春日井市鳥居松町5-44</td> <td>0568-85-6072</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0568-83-9988</td> <td></td> </tr> </table> <p>資料「様式・資料集」 特例市災害時相互応援に関する協定書（資料5-8）</p> <p>4 近隣市町及び災害時相互応援協定締結地方自治体に対する応援要請等</p> <p>市長は、災害の規模等必要に応じて災対法に基づく応援要請等を行う。</p>	大口町	(略)	(略)	0587-95-1111				(略)	担当課	住所	連絡先	電話 FAX	市民安全課	春日井市鳥居松町5-44	0568-85-6072		0568-83-9988		<p>第2節 広域応援等の要請及び受入れ</p> <p>3 他の市町村に対する応援要求（災害対策基本法第67条）</p> <p>(1) 旧尾張北部広域行政圏を構成する市町及び連絡担当部局</p> <table border="1"> <tr> <td>大口町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>0587-95-1966</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>資料「様式・資料集」 災害時における相互応援に関する協定（資料5-1）</p> <p>(2) 施行時特例市応援要請手続き</p> <p>春日井市が所属する西日本ブロックの代表市へ応援を要請する。なお、平成27、28年度は、明石市が代表となっている。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 代表市の防災担当部署 西日本ブロック代表市 明石市</p> <table border="1"> <tr> <td>担当課</td> <td>住所</td> <td>連絡先</td> <td>電話 FAX</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総合安全対策局</td> <td rowspan="2">明石市中崎1-5-1</td> <td>078-918-5069</td> <td></td> </tr> <tr> <td>078-918-5140</td> <td></td> </tr> </table> <p>資料「様式・資料集」 特例市災害時相互応援に関する協定書（資料5-2）</p> <p>4 近隣市町及び災害時相互応援協定締結地方自治体に対する応援要請等</p> <p>市長は、災害の規模等必要に応じて災対法に基づく応援要請等を行う。</p>	大口町	(略)	(略)	0587-95-1966				(略)	担当課	住所	連絡先	電話 FAX	総合安全対策局	明石市中崎1-5-1	078-918-5069		078-918-5140		<p>情報の整理</p> <p>資料番号の整理</p>
大口町	(略)	(略)	0587-95-1111																																					
			(略)																																					
担当課	住所	連絡先	電話 FAX																																					
市民安全課	春日井市鳥居松町5-44	0568-85-6072																																						
		0568-83-9988																																						
大口町	(略)	(略)	0587-95-1966																																					
			(略)																																					
担当課	住所	連絡先	電話 FAX																																					
総合安全対策局	明石市中崎1-5-1	078-918-5069																																						
		078-918-5140																																						

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																								
		<p style="text-align: center;">災害時相互応援協定締結地方自治体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">自治体名</th> <th rowspan="2">担当部課名</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">連絡先</th> <th>電話</th> </tr> <tr> <th>FAX</th> </tr> <tr> <td>福岡県 春日市</td> <td>総務部 行政管理課</td> <td>春日市原町 3 - 1 - 5</td> <td>092-584-1111 092-584-1145</td> <td></td> </tr> </table>		自治体名	担当部課名	住所	連絡先	電話	FAX	福岡県 春日市	総務部 行政管理課	春日市原町 3 - 1 - 5	092-584-1111 092-584-1145		<p style="text-align: center;">災害時相互応援協定締結地方自治体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">自治体名</th> <th rowspan="2">担当部課名</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">連絡先</th> <th>電話</th> </tr> <tr> <th>FAX</th> </tr> <tr> <td>福岡県 春日市</td> <td>地域生活部 安全安心課</td> <td>春日市原町 3 - 1 - 5</td> <td>092-584-1111 092-584-1143</td> <td></td> </tr> </table>		自治体名	担当部課名	住所	連絡先	電話	FAX	福岡県 春日市	地域生活部 安全安心課	春日市原町 3 - 1 - 5	092-584-1111 092-584-1143		
自治体名	担当部課名	住所	連絡先					電話																				
				FAX																								
福岡県 春日市	総務部 行政管理課	春日市原町 3 - 1 - 5	092-584-1111 092-584-1145																									
自治体名	担当部課名	住所	連絡先	電話																								
				FAX																								
福岡県 春日市	地域生活部 安全安心課	春日市原町 3 - 1 - 5	092-584-1111 092-584-1143																									
107	4	6 郵便局に対する協力要請 (略) 資料「様式・資料集」 災害対策支援協力に関する覚書 (資料 5-22)	6 郵便局に対する協力要請 (略) 資料「様式・資料集」 災害対策支援協力に関する覚書 (資料 5-5)	資料番号の整理																								
108	18	第 3 節 自衛隊の派遣要請及び受入れ 1 派遣要請の手続 (1) 要請時の必要事項 (略) 資料「様式・資料集」 災害派遣要請依頼書 (第 33 号様式)	第 3 節 自衛隊の派遣要請及び受入れ 1 派遣要請の手続 (1) 要請時の必要事項 (略) 資料「様式・資料集」 災害派遣要請依頼書 (第 31 号様式)	資料番号の整理																								
110	2	3 派遣部隊の受入れ (4) (略) 資料「様式・資料集」 ヘリポート確保基準 (資料 6-7)	3 派遣部隊の受入れ (4) (略) 資料「様式・資料集」 ヘリポート確保基準 (資料 6-8)	資料番号の整理																								
110	6	4 撤収要請 (略) 資料「様式・資料集」 撤収要請依頼書 (第 34 号様式)	4 撤収要請 (略) 資料「様式・資料集」 撤収要請依頼書 (第 32 号様式)	資料番号の整理																								
112	17	第 2 章 情報の収集及び伝達 第 1 節 通信連絡体制 3 通信の運用 <u>(3) 災害時優先電話は、非常扱いの通話及び緊急扱いの通話を行う。</u> <u>ア 非常扱いの通話</u> <u>天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、別に定める事項を内容とする通話については、すべての通話に優先して接続される。</u> <u>イ 緊急扱いの通話</u>	第 2 章 情報の収集及び伝達 第 1 節 通信連絡体制 3 通信の運用 (削除)	平成 27 年 7 月 31 日でサービス終了による削除																								

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																						
		<p><u>火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合、別に定める事項を内容とする通話については、一般通話に優先して接続される。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>																							
115	1	<p>第2節 地震情報等の収集及び伝達</p> <p>1 地震情報</p> <p>(2) 情報の種類及び発表基準等</p> <p>ア 緊急地震速報の実施</p> <p>気象庁は、<u>地震動により重大な災害が起こる恐れがある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。</u></p>	<p>第2節 地震情報等の収集及び伝達</p> <p>1 地震情報</p> <p>(2) 情報の種類及び発表基準等</p> <p>ア 緊急地震速報の実施</p> <p>気象庁は、<u>震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する。(震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、気象業務法の地震動特別警報、その他の緊急地震速報は、地震動警報に位置づけられる。)</u></p>	対策の整理																						
117	24	<p>第3節 被害情報の収集及び伝達</p> <p>1 情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 情報収集方法</p> <p>ア 被害概況</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 区・町内会に対し電話により区・町内会被害状況調査票(第37号様式)を使用して被害状況を把握する。</p>	<p>第3節 被害情報の収集及び伝達</p> <p>1 情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 情報収集方法</p> <p>ア 被害概況</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 区・町内会に対し電話により区・町内会被害状況調査票(第35号様式)を使用して被害状況を把握する。</p>	資料番号の整理																						
119	1	<p>(3) 情報収集・伝達項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">収集・伝達の対象となる被害等</th> <th>伝達内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">人的被害</td> <td>死亡者(遺体安置場所)</td> <td rowspan="4">第9号様式によること。</td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>重傷者(収容先)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽傷者(収容先)</td> </tr> </tbody> </table>	収集・伝達の対象となる被害等		伝達内容	人的被害	死亡者(遺体安置場所)	第9号様式によること。	行方不明者	負傷者	重傷者(収容先)		軽傷者(収容先)	<p>(3) 情報収集・伝達項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">収集・伝達の対象となる被害等</th> <th>伝達内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">人的被害</td> <td>死亡者(遺体安置所)</td> <td rowspan="4">第9号様式によること。</td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>重傷者(搬送先)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽傷者(搬送先)</td> </tr> </tbody> </table>	収集・伝達の対象となる被害等		伝達内容	人的被害	死亡者(遺体安置所)	第9号様式によること。	行方不明者	負傷者	重傷者(搬送先)		軽傷者(搬送先)	表記の整理
収集・伝達の対象となる被害等		伝達内容																								
人的被害	死亡者(遺体安置場所)	第9号様式によること。																								
	行方不明者																									
	負傷者		重傷者(収容先)																							
			軽傷者(収容先)																							
収集・伝達の対象となる被害等		伝達内容																								
人的被害	死亡者(遺体安置所)	第9号様式によること。																								
	行方不明者																									
	負傷者		重傷者(搬送先)																							
			軽傷者(搬送先)																							
123	5	<p>4 県への報告</p> <p>(略)</p> <p>資料 「関連」第5編 第1章 第2節 3 被災証明書の</p>	<p>4 県への報告</p> <p>(略)</p> <p>資料 「関連」第5編 第1章 第2節 3 被災証明書及</p>	資料の整理																						

頁	行	修正前	修正後	備考
		発行 「様式・資料集」被災調査用紙（被災者台帳）（第15号、 15号の2様式）	ひ罹災証明書 の発行 「様式・資料集」被災調査用紙（被災者台帳）（第15号様式）	
124	6	5 重要な災害情報の収集及び伝達 愛知県災害対策本部尾張方面本部への連絡先 第2非常配備 (警戒体制)	5 重要な災害情報の収集及び伝達 愛知県災害対策本部尾張方面本部への連絡先 第2非常配備 (警戒体制)	愛知県災害対策本部室レイアウトの変更による修正
		第3非常配備 災害対策センター (三の丸庁舎地下2階災害対策室) 庁舎代表 052-961-7211 内線 2901、2428 直通 052-973-4595 (FAX 兼用) 直通 052-973-4595 (電話兼用) 総括班 (略) 総務班 無線発信番号-602-1100 情報班 (略) 緊急物資班 無線発信番号-602-2296 支援班 (略) 県民相談 無線発信番号-602-2211、2271、2313、 2522、2602、2803	第3非常配備 災害対策センター (三の丸庁舎地下2階災害対策室) 庁舎代表 052-961-7211 内線 2901、2428 直通 052-973-4595 直通 052-973-4596 (電話兼用) 総括班 (略) 総務班 無線発信番号-602-1101 情報班 (略) (削除) (削除) 支援班 (略) 県民相談 無線発信番号-602-2271、2313、2522、 2602	
126	22	第4節 市民への広報及び相談窓口 4 広報の手段 (2) マスメディア 市は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し情報及び必要な資料を提供し、広報活動への協力を要請する。また、CATV、地域SNS等の地域メディアへ協力を求める。	第4節 市民への広報及び相談窓口 4 広報の手段 (2) マスメディア 市は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し情報及び必要な資料を提供し、広報活動への協力を要請する。また、CATV、地域SNS等の地域メディアへ協力を求める。 特に避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。提供情	対策の整理 資料番号の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(略) 資料「様式・資料集」 報道機関発表用資料 (第 38 様式)	報の主な項目は、次のとおりとする。 (略) 資料「様式・資料集」 報道機関発表用資料 (第 36 号の 2 様式)	
127	8	(3) <u>その他の広報手段</u> 広報誌又は広報号外をできるだけ早期に発行し、避難所等に配布する。また、インターネット、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等による広報も併せて行う。	(3) <u>多様な情報伝達手段の活用</u> 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板やホームページ、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。	対策の整理
129	26	第 3 章 消防・救助活動 第 1 節 消防活動 2 消防活動 (4) 避難地、避難路 避難地は、指定避難所とするが、地域の住民が一時的に集まる緊急的な避難場所についても熟知しておく。また、避難場所に通ずる幹線通学道路を避難路とし、防御の地点は、河川に面した所は橋りょう付近、その他の地点については、避難上特に混乱が予想される地点とする。	第 3 章 消防・救助活動 第 1 節 消防活動 2 消防活動 (4) 避難場所、避難路 避難場所は、指定避難所とするが、地域の住民が一時的に集まる緊急的な避難場所についても熟知しておく。また、避難場所に通ずる幹線通学道路を避難路とし、防御の地点は、河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については、避難上特に混乱が予想される地点とする。	語句の整理
132	12	第 2 節 救助活動 1 人命救助活動 (8) (略) 資料「様式・資料集」 建設機械 (資料 4-1)	第 2 節 救助活動 1 人命救助活動 (8) (略) 資料「様式・資料集」 (削除)	資料番号の整理
132	20	2 行方不明者の捜索活動 (1) 行方不明者の存否確認 イ 行方不明者の確認に当たっては、避難状況、医療機関への収容状況等を基に、住民基本台帳と照合して行う。	2 行方不明者の捜索活動 (1) 行方不明者の存否確認 イ 行方不明者の確認に当たっては、避難状況、医療機関への搬送状況等を基に、住民基本台帳と照合して行う。	表記の整理
133	17	第 3 節 広域応援の要請 2 知事への応援要請 (2) (略) 資料「様式・資料集」 県防災ヘリコプター緊急運航要領 (資料 6-5) 防災ヘリコプター緊急運航基準(資	第 3 節 広域応援の要請 2 知事への応援要請 (2) (略) 資料「様式・資料集」 県防災ヘリコプター緊急運航要領 (資料 6-6) 防災ヘリコプター緊急運航基準(資	資料番号の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考								
134	1	<p>料6-6) ヘリポート確保基準(資料6-7)</p> <p>3 緊急消防援助隊等 (略) なお、東海地震及び東南海・南海地震においては、消防庁がそれぞれの地震に対して策定する緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づき、本県の要請がなくとも緊急消防援助隊の出動が行われることから、同様な受け入れ体制を確立するものとする。 (略)</p>	<p>料6-7) ヘリポート確保基準(資料6-8)</p> <p>3 緊急消防援助隊等 (略) その際、南海トラフ地震など個別の緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づく活動が進められる場合や、最大震度に応じた迅速出動が行われる場合には、地震発生直後のより早い段階から受け入れ体制の確立を図るものとする。 (略)</p>	対策の整理								
135	24	<p>第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 大規模な災害が発生し、国、他の地方自治体、団体等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察及び消防を始めとする<u>応援隊等の人員、資機材、物資の集結及び集積に必要な防災活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保及び整備に努めるものとする。</u></p>	<p>第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 大規模な災害が発生し、国、他の地方自治体、団体等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察及び消防を始めとする<u>広域応援部隊等の人員、資機材、物資の集結及び集積に必要な防災活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保及び整備に努めるものとする。</u></p>	語句の整理								
136	7	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合体育館・温水プール 駐車場</td> <td>鷹来町 4286 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	総合体育館・温水プール 駐車場	鷹来町 4286 番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合体育館・温水プール 駐車場</td> <td>南下原町2丁目4番地11</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	総合体育館・温水プール 駐車場	南下原町2丁目4番地11	土地改良事業に係る換地処分による変更
名称	所在地											
総合体育館・温水プール 駐車場	鷹来町 4286 番地											
名称	所在地											
総合体育館・温水プール 駐車場	南下原町2丁目4番地11											
137	3	<p>第4章 救援及び救護 第1節 避難 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立ち退きを指示又は勧告する。 <u>また、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者に早めの段階で避難行動を求める避難準備(要配慮者避難)情報を伝達する。</u> (略)</p>	<p>第4章 救援及び救護 第1節 避難 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する。 (削除) (略)</p>	対策の整理								

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
138	25	<p>1 避難の勧告又は指示 (5) 勧告又は指示の発令 避難準備(災害時要援護者避難)情報、避難勧告又は避難指示の発令は、対策本部部長会議で決定する。 (6) 知事への助言の要求 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、知事に対し助言を求めることができる。 (7) 市民への周知 (略) さらに、市長は、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対し、情報提供の協力を求めることができる。</p>	<p>1 避難の勧告又は指示 (5) 勧告又は指示の発令 避難準備(要配慮者避難)情報、避難勧告又は避難指示の発令は、対策本部部長会議で決定する。 (6) 知事への助言の要求 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、<u>名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事</u>に対し助言を求めることができる。 (7) 市民への周知 (略) このほか、<u>災害情報共有システム(Lアラート)</u>に情報を提供することにより、<u>テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様な身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるように努める。</u></p>	<p>語句の整理 対策の整理 対策の整理</p>
139	27	<p>2 避難誘導 市職員、消防職員、警察官その他避難誘導を行う者は、市民を安全かつ迅速に避難先へ誘導する。</p>	<p>2 避難誘導 市職員、消防職員、警察官その他避難誘導を行う者は、市民を安全かつ迅速に<u>避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。</u></p>	<p>対策の整理</p>
140	16	<p>4 避難所の開設 市は、地震災害のため<u>現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を、一時的に収容するための避難所を必要に応じて開設するものとする。</u>また、市及び県は、<u>事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「市町村避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図るものとする。</u></p>	<p>4 避難所の開設 市は、地震災害のため<u>避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための避難所を必要に応じて開設するものとする。</u>また、市及び県は、災害時には、「<u>愛知県避難所運営マニュアル</u>」等に基づき、避難所の円滑な運営を図るものとする。</p>	<p>対策の整理</p>
141	30	<p>5 避難所の管理運営 (1)～(7) (略) (8) 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所に</p>	<p>5 避難所の管理運営 (1)～(7) (略) (8) 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所に</p>	<p>対策の追加</p>

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>も提供するように努める。 (追加)</p> <p>(9) (略) (追加)</p> <p>(10) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、<u>健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅避難者</u>に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p>	<p>も提供するように努める。 また、<u>目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。</u> なお、<u>食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</u></p> <p>(11) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった<u>被災者</u>に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p>	
143	29	<p>第2節 給水</p> <p>5 広域応援の受入れ (略)</p> <p>資料「様式・資料集」 水道災害相互応援に関する覚書（資料5-10）</p>	<p>第2節 給水</p> <p>5 広域応援の受入れ (略)</p> <p>資料「様式・資料集」 水道災害相互応援に関する覚書（資料5-26）</p>	資料番号の整理
145	14	<p>第3節 食糧</p> <p>2 炊出し</p> <p>(1) 主食等の調達</p> <p>ア 炊出しに必要な主食（米穀等）の応急供給は、協定締結団体に協力要請の上確保するほか、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。</p> <p>イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱</p>	<p>第3節 食糧</p> <p>2 炊出し</p> <p>(1) 主食等の調達</p> <p>ア 炊出しに必要な主食（米穀等）の応急供給は、協定締結団体に協力要請の上確保するほか、「愛知県応急<u>用</u>米穀取扱要領」に基づき実施する。</p> <p>イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急<u>用</u>米穀取</p>	<p>誤記の修正</p> <p>対策の追加</p>

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考						
146	5	<p>要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>ウ 副食品、調味料については、協定締結団体に協力要請の上確保するほか、県及び関係機関に協力を要請する。</p>	<p>扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。 ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（生産局）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。 エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。 オ 副食品、調味料については、協定締結団体に協力要請の上確保するほか、県及び関係機関に協力を要請する。</p>							
		<p>4 食糧等の調達に関する協定 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定先</th> <th>物資の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) (追加)</td> <td>米、缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、容器入り飲料水、粉ミルク等</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料「様式・資料集」 食品及び備蓄物資（資料3-2） 災害時における物資調達に関する協定（資料5-13） (追加)</p> <p>災害救助用米穀の取扱要領（資料6-8） 物品受払簿（第17号様式）</p>	協定先	物資の種別	(略) (追加)	米、缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、容器入り飲料水、粉ミルク等	<p>4 食糧等の調達に関する協定 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定先</th> <th>物資の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) 株式会社オークワ</td> <td>米、缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、容器入り飲料水、粉ミルク等</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料「様式・資料集」 食品及び備蓄物資（資料3-2） 災害時における物資調達に関する協定（資料5-40~44） 災害時における支援協力に関する協定（資料5-50、51、53） 愛知県応急用米穀取扱要領（資料6-5） 物品受払簿（第17号様式）</p>	協定先	物資の種別	(略) 株式会社オークワ
協定先	物資の種別									
(略) (追加)	米、缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、容器入り飲料水、粉ミルク等									
協定先	物資の種別									
(略) 株式会社オークワ	米、缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、容器入り飲料水、粉ミルク等									

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考								
148	6	<p>第4節 生活必需品</p> <p>5 物資の調達に関する協定 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定先</th> <th>物資の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) (追加)</td> <td>医薬品・医療用品、寝具・医療日用品、燃料、その他の物資</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料 「様式・資料集」食品及び備蓄物資(資料3-2) 災害時における物資調達に関する協定(資料5-14) (追加)</p> <p>物品受払簿(第17号様式)</p>	協定先	物資の種別	(略) (追加)	医薬品・医療用品、寝具・医療日用品、燃料、その他の物資	<p>第4節 生活必需品</p> <p>5 物資の調達に関する協定 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定先</th> <th>物資の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) <u>株式会社オークワ</u></td> <td>医薬品・医療用品、寝具・医療日用品、燃料、その他の物資</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料 「様式・資料集」食品及び備蓄物資(資料3-2) 災害時における物資調達に関する協定(資料5-40~45、47) <u>災害時における支援協力に関する協定(資料5-50~54)</u> 物品受払簿(第17号様式)</p>	協定先	物資の種別	(略) <u>株式会社オークワ</u>	医薬品・医療用品、寝具・医療日用品、燃料、その他の物資	<p>協定先の追加</p> <p>資料番号の整理</p> <p>資料の追加</p>
協定先	物資の種別											
(略) (追加)	医薬品・医療用品、寝具・医療日用品、燃料、その他の物資											
協定先	物資の種別											
(略) <u>株式会社オークワ</u>	医薬品・医療用品、寝具・医療日用品、燃料、その他の物資											
148	34	<p>第5節 医療</p> <p>災害時の医療対策は、救護福祉部が中心となり、<u>市民病院、総合保健医療センター、保健センター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等と連携して活動体制を確立する。</u></p> <p>また、保健及び公衆衛生対策は、救護福祉部と衛生部が春日井保健所の協力を得て活動体制を確立する。</p> <p>1 医療活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急医療活動</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 医療救護班及び歯科医療救護班は、救護所等で次の医療活動を行う。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 手術、入院等を必要とする被災者の収容治療</p>	<p>第5節 医療</p> <p>災害時の医療対策は、救護福祉部が中心となり、総合保健医療センター、保健センター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等と連携して活動体制を確立する。</p> <p><u>また、市民病院は災害拠点病院として、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。</u></p> <p>なお、保健及び公衆衛生対策は、救護福祉部と衛生部が春日井保健所の協力を得て活動体制を確立する。</p> <p>1 医療活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急医療活動</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 医療救護班及び歯科医療救護班は、救護所等で次の医療活動を行う。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 手術、入院等を必要とする被災者の<u>搬送</u>治療</p>	<p>対策の整理</p>								

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
150	1	<p>2 広域医療活動の支援要請</p> <p>市内の医療機関において負傷者に対する医療を確保することが困難なときは、災害時における相互応援に関する協定に基づき近隣市町に負傷者の受入れについて要請するとともに、県と調整して広域的医療活動を実施する。</p> <p>なお、道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、ドクターヘリを利用する。</p> <p>(追加)</p>	<p>2 広域医療活動の支援要請</p> <p>(1) 市内の医療機関において負傷者に対する医療を確保することが困難なときは、災害時における相互応援に関する協定に基づき近隣市町に負傷者の受入れについて要請するとともに、県と調整して広域的医療活動を実施する。</p> <p>なお、道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、<u>関係機関と連携し、航空機又はドクターヘリ</u>を利用する。</p> <p>(2) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、<u>県に対してDPATの派遣要請を行う。</u></p>	対策の追加
150	7	<p>3 医薬品等の確保</p> <p>(1) 災害直後に必要な医薬品等は、総合保健医療センターの貯蔵品により対応する。</p>	<p>3 医薬品等の確保</p> <p>(1) 災害直後に必要な医薬品等は、総合保健医療センターの貯蔵品及び「春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書」に基づき、一般社団法人春日井市薬剤師会の各会員薬局において備蓄している災害時医療用医薬品により対応する。</p>	対策の整理
152	3	<p>6 健康支援と心のケア</p> <p>(4) (略)</p> <p>資料「様式・資料集」 災害医療救護に関する協定（資料5-11-(1)）</p> <p>災害歯科医療救護に関する協定（資料5-11-(2)）</p> <p>災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定（資料5-11-(3)）</p>	<p>6 健康支援と心のケア</p> <p>(4) (略)</p> <p>資料「様式・資料集」 災害医療救護に関する協定（資料5-35）</p> <p>災害歯科医療救護に関する協定（資料5-36）</p> <p>災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定（資料5-37）</p>	資料番号の整理
152	15	<p>第6節 住宅の確保</p> <p>災害の発生により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に対して、応急仮設住宅の建設、公営住宅等の一時使用、住宅の応急修理等により居住の安定を図る。</p>	<p>第6節 住宅の確保</p> <p>災害の発生により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に対して、応急仮設住宅の<u>設置</u>、公営住宅等の一時使用、住宅の応急修理等により居住の安定を図る。</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>(追加)</p> <p>1 被災地域の調査 災害のため住家に被害が生じた場合、次の調査を実施する。</p> <p>(1) <u>住宅の被害調査</u> (略)</p>	<p><u>家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</u></p> <p><u>応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。</u></p> <p>1 被災地域の調査 災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、<u>公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要</u>な次の調査を実施する。</p> <p>(1) <u>住家の被害状況</u> (略)</p>	
152	25	<p>2 <u>応急仮設住宅の建設</u> 応急仮設住宅の建設は、救助法の適用により知事が行い、<u>市長はこれに協力する。</u></p> <p>(1) <u>建設用地の確保</u> <u>公共用地を優先し、飲料水の確保、保健衛生、交通の利便、教育等の諸点を考慮して選定する。</u> <u>また、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</u></p> <p>(2) <u>建設の時期</u> <u>着工は、大災害等により迅速な処理が困難なときを除き、災害発生の日から 20 日以内とし、必要に応じて建設業組合等に応援を求めるなど迅速な措置を図る。</u></p> <p>(3) <u>規模</u> <u>一戸当たりの建築面積は、災害救助法施行細則（昭和 40 年愛知県規則第 60 号）に定める基準とする。</u></p> <p>(4) <u>収容対象者</u> <u>収容対象者は、地震災害により被災し、次のいずれにも該当する者とする。</u></p>	<p>2 <u>県（建設部）及び市町村における措置</u> <u>県は、災害救助法に基づき家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。</u> <u>応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。</u></p> <p>(1) <u>応援協力の要請</u> <u>市町村は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。</u> <u>県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。</u></p> <p>(2) <u>建設用地の確保</u> <u>ア 市町村は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。</u> <u>なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。</u></p>	対策の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p><u>ア 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。</u> <u>イ 居住する住家がない者であること。</u> <u>ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。</u> <u>(ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者</u> <u>(イ) 特定の資産を持たない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等</u> <u>(ウ) 上記に準ずる者</u> <u>(5) 入居者の選定</u> <u>仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。ただし、状況に応じて市長に委任して選定することができる。なお、収容にあたっては要配慮者に十分配慮する。</u> <u>(6) 管理運営</u> <u>ア 仮設住宅の管理は、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。</u> <u>イ 救助法適用による仮設住宅の供与できる期間は、完成の日から2年以内とする。</u> <u>ウ 仮設住宅の管理者は、入居者の実態を把握して一般住宅への転居を勧めるとともに、次の施策の積極的な活用を図る。</u> <u>(ア) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）及び独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）による住宅の設置又は入居</u> <u>(イ) 各種貸付制度等による住宅資金のあっせん</u> <u>(ウ) 社会福祉施設等への入所</u> <u>エ 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひ</u></p>	<p><u>イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、各市町村は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</u> <u>(3) 応急仮設住宅の建設</u> <u>県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。</u> <u>ア 建物の規模及び費用</u> <u>(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。</u> <u>ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。</u> <u>(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする</u> <u>イ 建設の時期</u> <u>地震災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。</u> <u>ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。</u> <u>ウ 建設方法</u> <u>所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。</u> <u>ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市町村長が当該事務を行うことができる。</u> <u>(4) 賃貸住宅の借上げ</u> <u>県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を</u></p>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p><u>きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。</u></p>	<p><u>参考に賃貸住宅の借上げを行う。</u> <u>(5) 被災者の入居及び管理運営</u> <u>市町村は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。</u> <u>ア 入居対象者</u> <u>地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。</u> <u>(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。</u> <u>(イ) 居住する住家がない者であること。</u> <u>(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。</u> <u>イ 入居者の選定</u> <u>応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。</u> <u>なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。</u> <u>ウ 管理運営</u> <u>(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。</u> <u>(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものと</u></p>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<p>する。</p> <p><u>エ 供与の期間</u> 入居者に供する期間は、<u>応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。</u></p> <p><u>3 災害救助法の適用等</u> (1) <u>災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u> (2) <u>災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市町村が行う。</u></p>	
154	9	<p><u>3 公営住宅等の一時使用</u> 必要に応じて公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請するとともに、<u>公的住宅に関する情報をインターネットにより提供する。</u></p> <p><u>4 被災住宅の応急修理</u> 被災住宅の応急修理は、救助法の適用により知事が行い、市長はこれに協力する。 また、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。</p>	<p><u>4 公営住宅等の一時使用</u> 市、県、地方住宅供給公社は、<u>家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。</u> また、都市再生機構は、<u>県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。</u> (1) <u>提供する住宅の選定・確保</u> 提供する住宅の選定にあたっては、<u>地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。</u> (2) <u>相談窓口の開設</u> 入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。 (3) <u>一時入居の終了</u> <u>この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。</u></p> <p><u>5 被災住宅の応急修理</u> 被災住宅の応急修理は、救助法の適用により知事が行い、市長はこれに協力する。 また、<u>市は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。</u></p>	<p>対策の整理</p> <p>対策の追加</p>

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(1)～(6) (略) (追加) 5 障害物の除去 (略)	(1)～(6) (略) <u>(7) 災害救助法の適用</u> ア 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 イ 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市町村が行う。 6 障害物の除去の実施 (略)	
156	19	第7節 防疫 2 感染症患者等に対する措置 (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による <u>生活の用に供される水の供給を実施する。</u> 資料「様式・資料集」 防疫用資機材 (資料3-1-(5))	第7節 防疫 2 感染症患者等に対する措置 (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に <u>基づき、技術部により生活の用に供される水の供給を実施する。</u> 資料「様式・資料集」 防疫用資機材 (資料3-1-(6))	対策の整理 資料番号の整理
156	25	第8節 遺体の処理 災害により多数の死者が発生した場合の遺体の収容、処置等については、法令等に基づき対応し、人心の安定を図る。 (追加)	第8節 遺体の処理 災害により多数の死者が発生した場合の遺体の収容、処置等については、法令等に基づき対応し、人心の安定を図る。 <u>遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。</u>	対策の追加
157	1	2 遺体の検視 (見分) 及び検案 警察官又は海上保安官の遺体の検視 (見分) を得るとともに、医師による遺体 (医師の診療中に死亡したものを除く) の検案 (死因その他の医学的検査) を受ける。	2 遺体の検視 (調査) 及び検案 警察官又は海上保安官の遺体の検視 (調査) を得るとともに、医師による遺体 (医師の診療中に死亡したものを除く) の検案 (死因その他の医学的検査) を受ける。 <u>※ 調査：「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察管が死因及び身元を明らかにするために<u>行う調査 (外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等)</u></u>	対策の追加 語句の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>3 遺体の洗浄等 検視（見分）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。</p> <p>4 遺体の身元確認及び引き渡し 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。</p> <p>5 応援要求 自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資器材について応援を要求する。 なお、被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、<u>旅行死亡人としての取扱いとする。</u></p> <p>6 遺体安置場所の開設 衛生部は、避難所となっていない中学校の体育館等公共建築物を施設管理者と協議の上、<u>遺体安置場</u>として開設する。</p> <p>7 遺体の安置等 (1) 災害現場で警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに<u>遺体安置場</u>に搬送し、収容する。 (2) 警察官の検視等を得ることができないときは、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にした上で収容し、<u>遺体安置場</u>において検視及び検案を受ける。 (3)～(4) (略)</p>	<p>3 遺体の洗浄等 検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。</p> <p>4 遺体の身元確認及び引き渡し 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。 なお、被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、<u>行旅死亡人としての取扱いとする。</u></p> <p>5 応援要求 自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資器材について応援を要求する。 (削除)</p> <p>6 遺体安置所の開設 衛生部は、避難所となっていない中学校の体育館等公共建築物を施設管理者と協議の上、<u>遺体安置所</u>として開設する。</p> <p>7 遺体の安置等 (1) 災害現場で警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに<u>遺体安置所</u>に搬送し、収容する。 (2) 警察官の検視等を得ることができないときは、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にした上で収容し、<u>遺体安置所</u>において検視及び検案を受ける。 (3)～(4) (略)</p>	<p>表記の整理</p>
158	28	<p>第9節 緊急輸送</p> <p>1 緊急輸送手段の確保 (2) 緊急輸送道路の機能確保 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p>	<p>第9節 緊急輸送</p> <p>1 緊急輸送手段の確保 (2) 緊急輸送道路の機能確保 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p>	<p>対策の追加</p>

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(追加)	<p><u>また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。</u></p> <p><u>運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</u></p>	
160	12	<p>2 燃料の確保 (略)</p> <p>資料「様式・資料集」 災害時における物資調達に関する協定（資料5-16-(1)～(8)） 災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定（資料5-17-(1)） 災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定（資料5-17-(2)） 災害時における人員輸送に関する協定（資料5-17-(3)・(4)） 災害時における<u>物資調達に関する協定（資料5-18-(1)・(2)）</u></p>	<p>2 燃料の確保 (略)</p> <p>資料「様式・資料集」 災害時における物資調達に関する協定（資料5-40～47） 災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定（資料5-48） 災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定（資料5-49）</p> <p>災害時における人員輸送に関する協定（資料5-18・19） 災害時における<u>支援協力に関する協定書（資料5-50～57）</u></p>	資料番号の整理
161	16	<p>第10節 帰宅困難者対策</p> <p>1 一斉帰宅の抑制及び滞在場所の確保 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」旨の広報等により、<u>一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</u></p> <p>2 徒歩帰宅者への情報提供 企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支</p>	<p>第10節 帰宅困難者対策</p> <p>1 一斉帰宅の抑制及び滞在場所の確保 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（<u>帰宅</u>）を開始しない」旨の広報等により、<u>一斉帰宅を抑制し、</u>帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。<u>また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</u></p> <p>2 徒歩帰宅者への情報提供 <u>安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、</u>企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対し</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>援ステーションの情報提供に努める。</p> <p>3 広報 各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装具等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。</p> <p>4 救助対策及び避難所対策 帰宅途中で救助が必要になった人への救助対策及び避難所への収容が必要になった人への避難所対策を図る。 (追加)</p>	<p>て支援ルートやコンビニエンスストアなどの<u>徒歩帰宅支援ステーション</u>の情報提供に努める。</p> <p>3 広報 各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装具等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。</p> <p>4 救助対策及び避難所対策 帰宅途中で救助が必要になった人への救助対策及び避難所での受入が必要になった人への避難所等対策を図る。</p> <p>5 <u>事業者や学校等における措置</u> 事業者や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
162	27	<p>第5章 要配慮者対策 第1節 支援対策 1 避難行動要支援者の避難支援 (4) <u>避難場所以降の避難行動要支援者への対応</u> (略)</p>	<p>第5章 要配慮者対策 第1節 支援対策 1 避難行動要支援者の避難支援 (4) <u>避難後における避難行動要支援者への対応</u> (略)</p>	<p>表記の整理</p>
164	7	<p>第2節 要配慮者への対応 4 <u>外国人への対応</u> 国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、外国語ボランティアを避難所等に派遣するとともに、メディアによる災害情報や支援情報等の外国語による情報提供を図る。日本語の不自由な外国人に対しては、通訳ボランティア等の協力を得て、情報提供、相談窓口の開設等の支援を行う。</p>	<p>第2節 要配慮者への対応 4 <u>外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</u> 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 ア 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携 イ 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用 ウ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用 エ <u>通訳ボランティア等の避難所等への派遣（ボランティアセンターを通じて依頼）</u></p>	<p>対策の追加</p>

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
165	6	第6章 都市施設の応急対策 第1節 公共施設 1 道路及び橋りょう (略)	第6章 都市施設の応急対策 第1節 公共施設 1 道路及び橋梁 (略)	表記の整理
166	25	4 市庁舎等の公共施設 (3) (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5-12-(1))	4 市庁舎等の公共施設 (3) (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5-21)	表記の整理
169	24	第2節 ライフライン 6 電話 (1) 西日本電信電話株式会社 ア 活動体制 西日本電信電話株式会社は、災害対策本部を設置し、公衆電気通信設備等の保全及び被害の復旧を迅速かつ的確に実施する。 イ 応急復旧対策 <u>(ア) 応急復旧に当たっては、市対策本部と連携を密にして実施する。</u> <u>(イ) 災害によって被災した電話回線の復旧は、医療、消防等の防災関係機関から順次実施する。</u> <u>(ウ) 災害時の人心安定を図るため、防災拠点及び避難所等に臨時電話、特設公衆電話を設置する。</u> <u>(エ) 地震の発生に伴い、一時的に集中する問い合わせ等により、通信が混乱し、重要通信ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番及び災害救助活動に関する国、地方自治体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。</u>	第2節 ライフライン 6 電話 (1) 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 <u>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</u> ア 災害対策本部の設置 <u>非常参集等の緊急プログラムを発動し、復旧要員等を動員し、災害対策本部等を設置する。</u> イ 緊急対応措置の実施 <u>垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。</u> ウ 応急復旧活動の実施 <u>発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。</u> <u>(ア) 伝送路が被災した場合</u>	対策の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>(2) <u>KDD I 株式会社は、電気通信のため、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。</u></p>	<p><u>可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬形無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。</u></p> <p><u>(イ) 交換機が被災した場合</u> <u>非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。</u></p> <p><u>(ウ) 電力設備が被災した場合</u> <u>非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。</u></p> <p><u>(エ) 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合</u> <u>非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。</u></p> <p><u>エ 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用震度6 弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。</u></p> <p>(2) <u>株式会社NTTドコモ、KDD I 株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社</u> <u>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</u></p> <p><u>ア 災害対策本部の設置</u> <u>災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。</u></p> <p><u>イ 応急復旧活動の実施</u> <u>(ア) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。</u></p>	<p>表記の整理</p>

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p><u>(3) 株式会社NTTドコモは、移動通信のため、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。</u></p> <p><u>(4) 広報</u> <u>市、報道機関等と協力して通信網の復旧状況、復旧見込み等に関する十分な広報を実施する。</u></p>	<p><u>(イ) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。</u></p> <p><u>(ウ) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。</u></p> <p><u>ウ 災害用伝言板の運用</u> <u>震度6弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。</u></p> <p><u>エ 応援体制の確立</u> <u>本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。</u> <u>また、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	
173	30	<p>第7章 交通対策及び災害警備</p> <p>第1節 交通障害物の撤去</p> <p>2 路上放置車両等に関する措置</p> <p>(1) 警察官の措置</p> <p>エ 強制排除措置 (追加)</p>	<p>第7章 交通対策及び災害警備</p> <p>第1節 交通障害物の撤去</p> <p>2 路上放置車両等に関する措置</p> <p>(1) 警察官の措置</p> <p>エ 強制排除措置</p> <p><u>(エ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。</u></p>	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
174	4	<p>オ 緊急通行車両の確認等</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>(ウ) 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>カ 交通情報の収集及び提供 <u>交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。</u></p>	<p>オ 緊急通行車両の確認等</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>(ウ) 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>カ 交通情報の収集及び提供 <u>大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p>
176	15	<p>第2節 交通規制</p> <p>2 車両の運転者がとるべき措置 (追加)</p> <p>(2) 交通規制の実施時 ア、イ (略) ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。</p>	<p>第2節 交通規制</p> <p>2 車両の運転者がとるべき措置 <u>(2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。</u> <u>ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。</u> <u>イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。</u></p> <p>(3) 交通規制の実施時 ア、イ (略) ウ 警察官又は道路管理者からの移動等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等を行うものとする。</p>	<p>対策の整理</p>

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
178	6	<p>第8章 廃棄物対策 第1節 ごみの収集及び処理 1 処理体制の確保 (追加)</p> <p>衛生部は、災害の規模及び被害状況に基づき、ごみの発生量等を調査、推計して収集処理計画を策定し、関係団体等と連携した処理体制を早期に確立する。</p>	<p>第8章 廃棄物対策 第1節 ごみの収集及び処理 1 処理体制の確保</p> <p><u>市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。</u></p> <p>また、災害の規模及び被害状況に基づき、ごみの発生量等を調査、推計して収集処理計画を策定し、関係団体等と連携した処理体制を早期に確立する。</p>	対策の整理
181	8	<p>第3節 がれき対策 1 流入した土石等の障害物の除去 (2) (略)</p> <p>資料「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定（資料5-15-(1)）</p>	<p>第3節 がれき対策 1 流入した土石等の障害物の除去 (2) (略)</p> <p>資料「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定（資料5-21）</p>	資料番号の整理
187	10	<p>第10章 災害救助法の適用 2 救助の種類 (3) 市長の実施する救助は、次のとおりである。 ア 収容施設（応急仮設住宅を除く。）の供与</p>	<p>第10章 災害救助法の適用 2 救助の種類 (3) 市長の実施する救助は、次のとおりである。 ア 滞在用施設（応急仮設住宅を除く。）の供与</p>	表記の整理
189	26	<p>第5編 災害復旧計画 第1章 市民生活安定のための緊急措置 第1節 義援金、災害弔慰金等 2 災害弔慰金等の支給 (4) 被災者生活再建支援金 (略)</p> <p>実施主体は県だが、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が県により拠出された基金を活用して行う。なお、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。</p>	<p>第5編 災害復旧計画 第1章 市民生活安定のための緊急措置 第1節 義援金、災害弔慰金等 2 災害弔慰金等の支給 (4) 被災者生活再建支援金 (略)</p> <p>実施主体は県だが、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（<u>公益財団法人</u>都道府県会館）が県により拠出された基金を活用して行う。なお、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。</p>	表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考												
190	26	<p>第2節 市税の徴収猶予、減免等</p> <p>3 被災証明書及び罹災証明書の発行 (略)</p> <p>市民窓口部及び支援本部は、被災者からの被災証明願（第31号様式）に対し、全棟被害調査、建物の被害認定結果及び災害対策本部に集約された個別被害調査結果により作成された被災者台帳を確認の上、被災証明書（第32号様式）を発行する。</p> <p>(略)</p> <p>資料 「様式・資料集」被災証明願（第31号様式） 被災証明書（第32号様式）</p>	<p>第2節 市税の徴収猶予、減免等</p> <p>3 被災証明書及び罹災証明書の発行 (略)</p> <p>市民窓口部及び支援本部は、被災者からの被災証明交付申請書に対し、全棟被害調査、建物の被害認定結果及び災害対策本部に集約された個別被害調査結果により作成された被災者台帳を確認の上、被災証明書を発行する。</p> <p>(略)</p> <p>資料 「様式・資料集」春日井市被災証明書等交付要綱 (資料7-10)</p>	<p>表記の整理</p> <p>資料の整理</p>												
208	25	<p>資料5 災害対策本部組織体制・事務分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部長 総括担当者</th> <th>担当課</th> <th>主な事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部事務局部</td> <td>「総務班」 総務班</td> <td>1 地震、被害情報等の収集、 整理に関すること。 2～12 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	本部事務局部	「総務班」 総務班	1 地震、被害情報等の収集、 整理に関すること。 2～12 (略)	<p>資料5 災害対策本部組織体制・事務分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部長 総括担当者</th> <th>担当課</th> <th>主な事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部事務局部</td> <td>「総務班」 総務班</td> <td>(削除) 1～11 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	本部事務局部	「総務班」 総務班	(削除) 1～11 (略)	<p>業務内容の整理</p>
部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌														
本部事務局部	「総務班」 総務班	1 地震、被害情報等の収集、 整理に関すること。 2～12 (略)														
部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌														
本部事務局部	「総務班」 総務班	(削除) 1～11 (略)														
209	16	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長 総括担当者</th> <th>担当課</th> <th>主な事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報管理部</td> <td>「収集整理班」 情報システム課</td> <td>1 被害情報の収集に関する こと。 2～6 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	情報管理部	「収集整理班」 情報システム課	1 被害情報の収集に関する こと。 2～6 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長 総括担当者</th> <th>担当課</th> <th>主な事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報管理部</td> <td>「収集整理班」 情報システム課</td> <td>1 地震、被害情報等の収集、 整理に関すること。 2～6 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	情報管理部	「収集整理班」 情報システム課	1 地震、被害情報等の収集、 整理に関すること。 2～6 (略)	<p>業務内容の整理</p>
部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌														
情報管理部	「収集整理班」 情報システム課	1 被害情報の収集に関する こと。 2～6 (略)														
部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌														
情報管理部	「収集整理班」 情報システム課	1 地震、被害情報等の収集、 整理に関すること。 2～6 (略)														

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
210	22	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	組織の整理
		技術部 部長 (略) 総括担当者 (略) ◎水道工務課長 ○企画経営課長 業務課長	「公共土木班」 (略)	(略)	技術部 部長 (略) 総括担当者 (略) ◎企画経営課長 ○水道工務課長 業務課長	「公共土木班」 (略)	(略)	
212	33	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	業務内容の整理
		会計部	会計課	(追加)	会計部	会計課	4 市民窓口部の応援に関すること。	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考												
213	36	<p>資料6 地震・津波被害の予測及び減災効果</p> <p>1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波に被害予測及び減災効果</p> <p>(1) 被害予測</p> <p>イ 調査結果の概要</p> <p>(イ) 結果</p> <p>a 「過去地震最大モデル」</p> <p><揺れ、液状化></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ (略)</p> <p>○ 尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。</p> <p>震度7：7市町、6強：21市町村、6弱：22市町村、<u>5強4市町</u></p> </div> <p><浸水・津波></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 渥美半島の外海では、最短で約9分後に津波(30cm)が到達すると想定される。</p> <p>○ 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水する結果となっている。</p> <p>○ 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>津波高(最大)</th> <th>津波到達時間(最短)</th> <th>浸水想定域(浸水深1cm以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10.2m</td> <td style="text-align: center;">9分※津波高30cm</td> <td style="text-align: center;">約28,000ha</td> </tr> </tbody> </table> </div>	津波高(最大)	津波到達時間(最短)	浸水想定域(浸水深1cm以上)	10.2m	9分※津波高30cm	約28,000ha	<p>資料6 地震・津波被害の予測及び減災効果</p> <p>1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波に被害予測及び減災効果</p> <p>(1) 被害予測</p> <p>イ 調査結果の概要</p> <p>(イ) 結果</p> <p>a 「過去地震最大モデル」</p> <p><揺れ、液状化></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ (略)</p> <p>○ 尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。</p> <p>震度7：7市町、6強：21市町村、6弱：22市町村、<u>5強：4市町</u></p> </div> <p><浸水・津波></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 渥美半島の外海では、最短で約9分後に津波(30cm)が到達すると想定される。</p> <p>○ 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水する結果となっている。</p> <p>○ 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>津波高(最大)</th> <th>津波到達時間(最短)</th> <th>浸水想定域(浸水深1cm以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10.2m</td> <td style="text-align: center;">9分※津波高30cm</td> <td style="text-align: center;">約26,500ha</td> </tr> </tbody> </table> </div>	津波高(最大)	津波到達時間(最短)	浸水想定域(浸水深1cm以上)	10.2m	9分※津波高30cm	約26,500ha	<p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p>
津波高(最大)	津波到達時間(最短)	浸水想定域(浸水深1cm以上)														
10.2m	9分※津波高30cm	約28,000ha														
津波高(最大)	津波到達時間(最短)	浸水想定域(浸水深1cm以上)														
10.2m	9分※津波高30cm	約26,500ha														

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																												
		<p><被害量の想定結果></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="7">ライフライン被害</td> <td>上水道(断水人口)</td> <td>約 7,021,000 人</td> </tr> <tr> <td>下水道(機能支障人口) *3</td> <td>約 3,207,000 人</td> </tr> <tr> <td>電力(停電軒数)</td> <td>約 3,757,000 人</td> </tr> <tr> <td>固定電話(不通回線数)</td> <td>約 1,205,000 人</td> </tr> <tr> <td>携帯電話(低波基地局率) *3</td> <td>約 81%</td> </tr> <tr> <td>都市ガス(復旧対象戸数)</td> <td>約 169,000 戸</td> </tr> <tr> <td>LPGガス(機能支障世帯)</td> <td>約 162,000 世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">廃棄物</td> <td>災害廃棄物(がれき)</td> <td>約 13,374,000 トン</td> </tr> <tr> <td>津波堆積物</td> <td>約 6,864,000 トン</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 20,238,000 トン</td> </tr> </table> <p>「*1 県全体の全壊・焼失等数の合計が最大となる冬夕方 18 時の場合」</p>	ライフライン被害	上水道(断水人口)	約 7,021,000 人	下水道(機能支障人口) *3	約 3,207,000 人	電力(停電軒数)	約 3,757,000 人	固定電話(不通回線数)	約 1,205,000 人	携帯電話(低波基地局率) *3	約 81%	都市ガス(復旧対象戸数)	約 169,000 戸	LPGガス(機能支障世帯)	約 162,000 世帯	廃棄物	災害廃棄物(がれき)	約 13,374,000 トン	津波堆積物	約 6,864,000 トン	合計	約 20,238,000 トン	<p><被害量の想定結果></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="7">ライフライン被害</td> <td>上水道(断水人口)</td> <td>約 7,021,000 人</td> </tr> <tr> <td>下水道(機能支障人口) *3</td> <td>約 3,207,000 人</td> </tr> <tr> <td>電力(停電軒数)</td> <td>約 3,757,000 人</td> </tr> <tr> <td>固定電話(不通回線数)</td> <td>約 1,205,000 人</td> </tr> <tr> <td>携帯電話(停波基地局率) *3</td> <td>約 81%</td> </tr> <tr> <td>都市ガス(復旧対象戸数)</td> <td>約 169,000 戸</td> </tr> <tr> <td>LPGガス(機能支障世帯)</td> <td>約 162,000 世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">廃棄物</td> <td>災害廃棄物(がれき)</td> <td>約 13,374,000 トン</td> </tr> <tr> <td>津波堆積物</td> <td>約 6,465,000 トン</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 19,839,000 トン</td> </tr> </table> <p>「*1 県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方 18 時の場合」</p>	ライフライン被害	上水道(断水人口)	約 7,021,000 人	下水道(機能支障人口) *3	約 3,207,000 人	電力(停電軒数)	約 3,757,000 人	固定電話(不通回線数)	約 1,205,000 人	携帯電話(停波基地局率) *3	約 81%	都市ガス(復旧対象戸数)	約 169,000 戸	LPGガス(機能支障世帯)	約 162,000 世帯	廃棄物	災害廃棄物(がれき)	約 13,374,000 トン	津波堆積物	約 6,465,000 トン	合計	約 19,839,000 トン	誤記修正
ライフライン被害	上水道(断水人口)	約 7,021,000 人																																														
	下水道(機能支障人口) *3	約 3,207,000 人																																														
	電力(停電軒数)	約 3,757,000 人																																														
	固定電話(不通回線数)	約 1,205,000 人																																														
	携帯電話(低波基地局率) *3	約 81%																																														
	都市ガス(復旧対象戸数)	約 169,000 戸																																														
	LPGガス(機能支障世帯)	約 162,000 世帯																																														
廃棄物	災害廃棄物(がれき)	約 13,374,000 トン																																														
	津波堆積物	約 6,864,000 トン																																														
	合計	約 20,238,000 トン																																														
ライフライン被害	上水道(断水人口)	約 7,021,000 人																																														
	下水道(機能支障人口) *3	約 3,207,000 人																																														
	電力(停電軒数)	約 3,757,000 人																																														
	固定電話(不通回線数)	約 1,205,000 人																																														
	携帯電話(停波基地局率) *3	約 81%																																														
	都市ガス(復旧対象戸数)	約 169,000 戸																																														
	LPGガス(機能支障世帯)	約 162,000 世帯																																														
廃棄物	災害廃棄物(がれき)	約 13,374,000 トン																																														
	津波堆積物	約 6,465,000 トン																																														
	合計	約 19,839,000 トン																																														
215		<p>b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定 <被害量の想定結果> 「*1 県全体の全壊・焼失等数の合計が最大となる冬夕方 18 時の場合」</p>	<p>b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定 <被害量の想定結果> 「*1 県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方 18 時の場合」</p>	誤記修正																																												